

# 会報

第 106 号

国立大学協会

昭和 59 年 11 月

(第34卷第4号 通巻第106号)

# 会報

第106号

11  
月号

国立大学協会事務局



ゴクラクチョウカ

## 目 次

---

### ●エッセー

北陸路から

富山大学長 柳田 友道 5

## 事業報告

---

### ●諸会議議事要録（7月～9月）

第1常置委員会（9.11）————— 13

小委員会報告と協議

国立大学の授業料の問題について

大学のあり方の検討小委員会（7.27）————— 15

大学評価の問題について

大学のあり方の検討小委員会（8.20）————— 17

大学評価の問題について

大学のあり方の検討小委員会（9.28）————— 20

大学評価の問題について

今後の問題について

第3常置委員会（9.20）————— 24

学生の健康管理の問題について

第5常置委員会（9.28）————— 28

イギリス国大学学長の来日について

留学生問題について

アメリカ州立大学協会との学長交流について

教員養成制度特別委員会 ( 9.26)	32
今後の検討課題について	
教員委員の補充について	
大学院問題特別委員会小委員会 ( 7.31)	37
旧設大学院の改善について (アンケート調査事項の問題について/ 分担事項の報告について)	
大学院問題特別委員会小委員会 ( 9.11)	39
旧設大学院の改善について	
入試改善特別委員会 ( 7.18)	46
共通第1次試験の問題点について	
入試改善特別委員会 ( 8.24)	48
共通第1次学力試験に関する各大学の意見聴取のための資料について	
● 諸 会 合 (昭和59年7月～9月末までの開催会議)	49

---

そ の 他

---

学長等の異動  
寄贈図書

国立大学協会の組織  
■ 編集後記

# 北陸路から

富山大学長 柳田 友道

\*

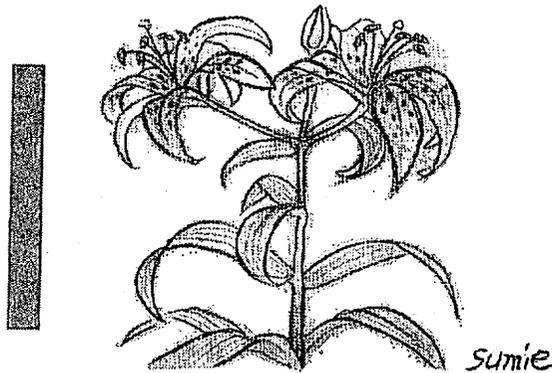
私は大学（薬学）卒後、海軍で終戦まで5年間サービスした後、思う所あって東大理学部植物学教室で微生物の研究に入った。そこで8年間暮した後、千葉大腐敗研究所（現生物活性研究所）で教授10年、東大応用微生物研究所で13年勤めて定年となり、富山大学薬学部へ移り、ここへ来てもう10年になった。その間、富山大学薬学部が富山医科薬科大学へ移管されたので、短期間ではあったが医科薬科大学へ籍を置いたこともあり、そのあと富山大学の学長として呼び戻された次第である。こうしてみると大学卒後、海軍と四つの国立大学に勤務したことになるが、これは国立大学教官としては珍しい部類に属するだろう。おまけに職場も医学・薬学系、理学系、農学系等にまたがっているので、いろいろな学問の世界を見てきたことにもなる。そこで私は富山大学という一地方大学を比較大学論的な目で見ても、この一文を書くこととした。

## 学生のこと

富山大学（以下通称富大とする。北陸にはその隣りに金大、さらに福大が続く）へ10年前に来たばかりの頃、私は戸惑いを感じた。それまでほとんど研究所暮らしをしてきた私は、学部教育には余りタッチしていなかったこともあって、週に何回かの講義がつかった。教授会へ出ても先生方が教育にも非常に熱心であることに気付いた。はじめて多数の女子学生に出会って気分はよかったが、最も気になったのは、卒論の学生が沢山（着任時9名もいた）いて、読書会では、皆が原書を直訳するだけで、中味は全然不明だったことである。東大の頃は学生に論文を読ませて、自分自身も大いに勉強になったが、ここでは英語の先生になり切らねばならなかった。語学力の差だけはいきなり痛感させられた。

卒論実験をやらせてみてわかったことは、自分で考えながら仕事をする学生はまず見当らなかつたことである。その代り手とり足とり丁寧に教えたことについては、誠に忠実に守って極めて熱心に仕事をしてくれた。そこで着任の翌年からは、卒論学生に対しては、夏休み頃までに、それぞれのテーマに合った実地指導を徹底的に行うこととした。そうしておけば、あとは順調に仕事が進んだ。こんな生活をしているうちに、つくづくわかつたことは、地方大学の教官はぼんやりしていると、学生実験並みの研究しかできなくなるということである。何年かかっても論文一つ書かないという先生もいるようだが、それにはこんなところに原因がありそうである。東大では教授から学部学生までの層が厚く、極端に言えば、先生はあくらかいていても論文は書けるという悪口が出る位の状態にある。地方大学の先生は、自分の研究環境に合わせて、アイデアで勝負するしかないのである。事実、富大にも優れた教官がおり、皆それぞれにユニークなテーマに取り組んで、立派な仕事をしている。私も富大にきてから、自分の研究環境に見合ったアイデアで勝負することにして、自分では考えないが熱心に研究してくれる学生達との共著で、自信のもてる論文を書いた積りである。そんな学生達が大学院に進んで次第に自信をつけてゆき、教室にもある程度の研究的雰囲気が出てきた頃、私は学長になって研究から離れてしまった。

学長になった私は、学生との接触の機会がなくなってしまったので、運動部の練習現場を時々視察することにした。私は高等学校から大学にかけてボート選手をやっており、インターハイや全日本選手権で優勝した経験ももっている。ところが富大の運動部はとにかく弱い。多くの場合、最大の目標といえば北信越大学大会で勝つこと位である。北信越ではお隣の金大などが王者格である。富大のバレーの選手が、他の大学と試合しているときは、伸び伸びとやって勝っていたのに、金大と当たるとたんにコチコチになって負けてしまったのを見て、私は思わず彼らをどやしつけた。何事につけ、時として思わず出てくる、学生達のこう



いったインフェリオリティ・コンプレックスはどうしたら直せるのか、難しい問題である。

富大学生のスポーツに関連して、私は一つだけ良い仕事をしたと思っている。私は昔やったボートが忘れられず、ある体格の良い学生をスカウトして、スカル（独り漕ぎ艇）を買い与え、この春休み中は東大ボート部に「内地留学」させたところ、本人はインフェリオリティ・コンプレックスどころか、すっかり自信をつけ、猛烈に頑張っただけか5ヶ月の練習で今年の国体では5位に入賞、しかも今年のインターカレッジの優勝者を破ってくれたので、実力学生 No.1位にまで育ってくれたのである。この頼もしい学生は、今年遂に同志を集めて、私の念願の富大ボート部をつくってくれたので、私は学長ながらボート部長におさまることにした。富大にもこんなにたくましい学生がいるのである。

#### 教官のこと

さて私は学長として、日常種々様々な書類に目を通すが、その中で私が最も注目している書類は、教官の教育研究活動に関するものである。教官任用の資格審査資料を丹念に見ていると、5学部、教養部の教育研究に対する熱意の程がわかる。また科研費の申請や採用状況、外国出張や研修の状況も参考になる。時折舞い込んでくる他大学からの割愛要求書類をみるにつけ、寂しさを禁じ得ない。ほとんどと言ってよい程、優れた教官が、抜き取られるようにスカウトされてしま

うのである。若い教授昇格考慮中の助教授、教授になって油の乗り切った教官、こんな方々が引き抜かれてしまうのだからやり切れない。私が東大にいた頃は確かに地方大学から立派な方を引っ張ってきた経験もあるが、今は逆の立場で憤懣やるかたなさをかこつだけである。いつぞやの国大協総会の席で、ある大学の学長が、この点の不満を強く訴えられた折、突差に私も応援演説する気になったものの、東大時代の過去を思い浮べてグッと我慢した。この現象はまさに地方大学の宿命のようなものである。ただ考えようによっては、スカウトされるような教官が富大のような地方大学から出るということは、地方においても、頑張れば良い仕事はできるのだということを実証してくれたようなものだともいえる。他大学からの割愛要求で、以前とは異なる現象が一つある。それは人文社会系では、私立大学からの割愛要求がよくあるということである。私立大学といっても、大都市の私立大学からが多い。その理由はよくわからないが、大都市は研究上何かと便利であり、給与も国立大学を上回っており、しかもアルバイト口も多いということらしい。

ここで教官のアルバイトについて地方の状況を説明しておきたい。とかく評判の悪いアルバイトは、地方大学の教官にとって、特に人文社会系、あるいはフィールド・ワークをやっている先生方にとっては切実な問題であることが、学長になってはじめてわかった。地方在住教官にとって、研究上、どうしても情報の多い都会地、あるいは目的とするフィールドへ出張しないと、人並みのこともやってゆけないという事情がある。特に人文社会系は自然科学系と異なり、今流行の情報検索用具では情報収集し難い。勢いどうしても自分の足に頼るしかない。しかし研究用旅費は少ないというので、必然的にアルバイトに走るようになってしまうようである。アルバイトすれば、それだけ研究時間は短縮されるが、それはわかっている、アルバイトしないと肝心の研究ができないということになる。地方大学には特に研究用旅費の増額が望まれる次第である。

### 管理運営のこと

私は学長を任されて5年以上も経つが、今になって考えると、学長職程何の権限もない「長」は他にいないと思う。何事によらず下部委員会組織から評議会までの議を経て物事が決せられるのであって、何か手抜きすれば学長がお叱りを受けるという仕組みになっている。この程度のことは学長を引き受ける時からわかってはいたが、さて引き受けてみると、責任感が重くのしかかり何となく心細い。それは相談相手がないからである。そこで東大の総長補佐システムのようなものをつくらうと思ったが、学内の雰囲気では実現できなかった。それは学長が自分の腹心を集めてボス政治をやるおそれがあるからよくないということらしい。それなら学部長を相談相手にしたいと考え、それまでなかった学部長会議をつくらうと思ったが、やはりこれも実現できなかった。最後に打った手は、それまでもあった部局長懇談会の活用であるが、これも現状ではあくまでも非公式のものとして更めて「認知」してもらうことでおさまった。従って、その運用には細かい配慮が必要であった。ただ私にとって幸だったことは、私が学長に推された頃は薬学部が富山医科薬科大学へ移管された後のことだったので、富大には私の出身学部がないという点であった。私は5学部、教養部を全く公平な立場からみることができ、学部側からも色目でみられるということがなかったのは強味であったし、やり易くもあった。

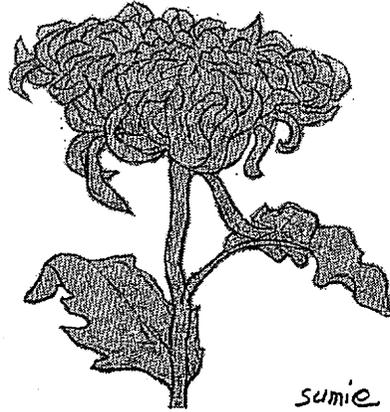
### 地域社会とのかかわり

管理運営面で東大と最も違う点は地域社会との係りであろう。私自身の生活を振り返ってみても、東京では地域というものを意識したことはなかった。新聞を見ても都内版の記事はあるにはあるが、それに目を通したことはほとんどなかった。富山にきてはじめて中央紙をとったが、富山版を見る習慣が付き、やがて地方新聞の必要性を感じずようになった。学長になってからは、県や市から何々委員会や協議会の委員になってほしいという要請が多く、私は結局、主として教育

研究および自分の専門に近いものだけに絞って、その要請に応ずることとした。それだけでもかなりの数になってしまった。富大の先生方もそういう兼職はできるだけ抑えてもらっているが、かなり多方面で地域社会に協力している。恐らく東大では教官数の割合からいって、これだけ多数が東京都にサービスしてはいない。ただ中央に立地しているために、かなりの方々が中央官庁にサービスしておられるのは確かである。

国立大学と地域との関係で、どこでも大きな問題になっているのは、大学の統合移転問題であろう。富大も御多分に洩れず、高岡市にある工学部を富山の本キャンパスに統合移転する計画が、昭和39年の工学部教授会決定、昭和41年の評議会決定以来、長年にわたってペンディングになっていた。私が昭和54年に学長を引き受けた時の最大の課題はこの問題であった。富大としての移転の意思決定以降は、工学部は昔の高岡高商の木造校舎におさまったまま、経済の高度成長期の波にも乗れず、7学科の工学部という全国最小規模のまま取り残されてきたのである。地元高岡市にしてみれば、それだけでなく何かにつけて富山市と張り合っているのに、折角育ててきた国立大学の一部を富山市に移されては元も子もなくなるという事情がある。しかも現高岡市長は昨年9期目に入ったという全国最長老の市長で、このことに関する文部省当局や富大当局との間のいきさつを知悉し、蓄積した不信感が骨の髄まで染みているという状況にあった。こんな根の深い事情も知らずに学長になった私は、とにかく国立大学ともあろうものが、一地方都市の我儘で、移転もできないというのは怪しからんことだ位に考えていたが、よくよく聞いてみると根の深い問題であることが解り、じっくり考えることにした。

学長としての初仕事は、とにかくそれまで途断えていた富大と高岡市との話し合いを再開して意思の疎通を計り、相互に理解し合うことだった。はじめて高岡市長と会ったときは、工学部の工の字も出さずに引き下がったが、その市長さんが



何を考えているか解らなかつたものの、人間的に親しみのもてる一徹な好々爺であり、私の好きなタイプの人物であることを知って安心した。その後足しげく通って話を進めているうちに、1年近くも経つたある日、「富大には迷惑をかけていて申しわけないが、地元感情もあり、議会も説得しなければならないので、もう少し時間を貸してほしい」というそれまで聞いたことのない柔軟な言葉が聞けたときは小踊りして学校に帰ってきた。通常学長と市長との話合いといえ、事務局長帯同で行くのが例だが、私は単独で一对一のざくばらんな話合いしかしなかつたし、料理屋などに誘い出すこともせず、すべてこちらから市長室に足を運んで会談した。今から考えるとこんなことがかえってよかつたように思う。

こんな苦勞話を秘めながら、文部当局、あるいは現森文部大臣（当時自民党文教部会長）、そして県当局の熱烈な支援があつて、高岡市には国立高岡短期大学を設置することとなり、めでたく昨年10月に開学、昭和61年4月に学生を受入れる運びとなつた。お陰で富大では工学部の新営工事が昨年開始され、この9月には工学部の半分が移転を済ませ、明年同期に全学部に移転が完了する運びとなつた。この間、社会に開かれた新しい型の高岡短大の創設準備期間中は、創設準備室長として色々なことを勉強させられたことは一生の思い出となるであろう。

#### 学長としての日常生活

私は東大を定年でやめる頃から、自分の専門とする微生物学全般についての著

書を自分の手で書き上げたいと考えていた。通常このような著書は、内容が多岐にわたるので、編集の形で多くの人に書いてもらうものだが、私は以前の経験から、編集方式で本を作ると自分の思うようにならず、やきもきするだけであと味が悪いことを知っていたので、多少の無理はあっても自力で勉強して、自身の主張や見方の通ったものを書きあげようと決心した。ポツポツと書きはじめたのは富大に来てからであったが、薬学部の頃は研究の方も忙しく、思うにまかせなかった。学長になって研究から手が離れたのを機会に本格的に専念した。はじめは学長職がどんなものかわからなかったが、段々と要領がわかるにつれ、まず学長室に仕切りをつくってもらって書齋とした。その中にはソファも置いて昼休みには30分間必ず昼寝をする習慣をつけた。物を書くにはどうしても時間がほしいので、出勤は朝8時40分台、帰宅は夕刻7～8時の習わしとなった。また1年中真冬でも土、日、祭日はなく、休暇もほとんどとらなかった。はじめのうちは事務官も戸惑ったようだったが、彼らも慣れて何も気兼ねしなくなった。通勤にはほとんど公用車は用いず、歩いて足の訓練をした。お陰で冬の雪道を歩くのが苦にならなくなった。学長になってはじめてのうちは、一日のうちに度々飛び込んでくる公用の事務処理と、著作活動との間の頭の切り換えに抵抗があったが、そのうちすっかり慣れてしまった。こうして各巻五百数十頁の『微生物科学』という著書4巻を、55、56、57、59年に出版し、明年には5巻目を出版して打ち止めの予定になっている。

この著作活動のために、時折富大中央図書館や関係教室の図書室、あるいは富山医科薬科大学図書館に出掛けてゆき、新しい文献に目を通した。親しい友人には、「お前あんな本を書いている、学長の仕事をちゃんとしているのか」などとよくいわれるが、それには笑って応えるだけである。学長が何やら一生懸命勉強しているらしいということが、学内の教官にも知れているようだが、それが何かの刺激になってくれればと願っている。

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 第1常置委員会

日時 昭和59年9月11日(火) 14:00~16:00

場所 学生会分館8号室

出席者 山村委員長

藤井, 黒田, 石田, 小菅, 鞠谷, 藤巻, 斎藤(代:  
中村副学長), 北条, 八木, 堯天, 桐栄, 檜, 添田  
福見, 中村, 石神各委員  
下沢, 高田各専門委員

山村委員長主宰のもとに開会。

#### 〔議事〕

#### 1. 小委員会報告と協議

(主として大学評価の問題について)

初めに、藤巻小委員長より前回(59.6.20)委員会以降に開催された「大学のあり方の検討小委員会」の審議内容等について、小委員会作成による中間まとめ「国立大学評価の構造」に基づき、詳細な説明があった。その主要項目は下記の通りである。

#### (1) 評価を構成する要素

- 1) 評価主体, 2) 評価対象, 3) 評価目的,
- 4) 評価時期, 5) 評価方法

#### (2) 現在, 存在している評価

- 1) 大学より上位の機関による評価, 2) 大学をとりまく社会の他の部分による評価,
- 3) 大学関係者による評価

#### (3) 現存する大学評価の問題点

#### (4) 評価システムの概念設計(1つのモデル)

続いて、高田専門委員よりおおむね次のような補足説明があった。

小委員会では、何故大学の評価が必要となったかについても論議した。かつて大学は社会より独立し学問も独占しており、そのような歴史的状況下では大学の評価は必要でなかったし、また大学自治の原則が評価を許さないという面があった。しかし現在は、大学の大量化・多様化等歴史的状況も変化が生じ、これに伴って、大学を客観的に認識するために評価する必要性が生じて来ているのではないか。また大学の自治との関連についても、基本的には大学の体質に係わることではあるが、大学の主体的な評価が行われなければならない時期に来ているのではないか、ということが議論された。

なお、最後の「評価システムの概念設計」の個所で1つのモデルが例示されているが、これはあくまで理工系を対象としたものであり、文科系については、価値相対主義的な観点に立って大学評価の問題を考えないと、学問の自由等優劣危険性なしとは思われないので、理工系との相違を考え、あるいは文科系独自の評価シス

テムの設計も考えなければならないのではないかと、次回はこれについても検討する予定である。

引き続いて、下沢専門委員からおおむね次のような補足説明があった。

「評価」というと、足を引っ張る話为中心となり、余りポジティブな評価をしないという印象を持ちがちであるが、ここでいう評価とは、大学を活性化するための評価をしようということである。また、従来、評価というと、研究成果等明確に数値的に把握可能なものを対象とし勝ちであるが、今回は学生等による教育面での評価の導入なども含めて議論している。

以上の説明に関し、おおむね次のような意見の交換があった。

- 最後の「モデル設計の内容」は、現在アメリカで実施されている方式を導入しているように見えるが、国情の違いがどのように反映され、日本の特徴がどのように出ているのであろうか。
- アメリカの事例紹介はあったが、小委員会では日本の実情等を考えて議論を詰めた結果、こういう中間まとめが出来たので、決してアメリカの方式をそのまま導入したわけではない。また補足説明にあったように、これは理工系を対象分野とした1つのモデル設計であり、文科系の場合はアメリカのとは相違する可能性がある。
- 各国立大学は、それぞれ理念・目標を持っている。大学の医学部でも研究センターのところもあり、また、例えば地域医療への貢献等、地域と密着した教育・研究に重きをおくところとか、それぞれ相違があると考えるので、評価対象ひとつをとっても、どのようにした

らよいかは難しい問題であろう。

- 県・県民等の地域社会と密接なつながりを持つ大学もあるので、それも大学全体としての評価の一環として考えられるのではなからうか。
- 評価を行うことによって生ずる“効果”として、「実施できたとすれば、競争原理の下で大学が活性化できる」等があげられているが、評価を行うに際しては、どうしても比較される悪い対象が浮かび上がって来ることになるので、逆に不活性化される大学の生じる可能性もあるのではなからうか。また、国大協が組織的機能集団かどうかということにも疑問があろう。
- これの取りまとめの狙いとしては、各大学の発展及び活性化のために、各大学の自主的な判断の下に、これを利用し役立てるというのが適当ではなからうか。

おおむね以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられて、この件についての協議を終了した。

この問題については、本日の意見交換を踏まえ、さらに小委員会でご検討をお願いしたい。また、各専門学部のあり方、大学院の問題についての検討もよろしくをお願いしたい。

## 2. 国立大学の授業料の問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

前回の委員会で、「国立大学の授業料について」の中間まとめについて審議を行った結果、①学部別に授業料格差を設けることには反対、②授業料は受益者負担の観点から決定されるべきでない、③仮に授業料が値上げされても、育

英資金等に有効に還元されたい等々の項目を追加することとなった。それをうけて中間まとめを整理したものを本日配付したので、これについてご意見を伺いたい。

ついで事務局より、配付資料「国立大学の授業料について」の朗読があり、引き続いてこれについて協議した結果、一部修正を施したうえこれを了承した。

最後に委員長より次のように述べられて本日の協議を終了した。

第6常置委員会より検討を依頼された“大学の組織・制度等の面より見た国立大学授業料のあり方”について本日も審議ねがった結果成案が得られたので、本日の修正点等を事務局で整理のうえ委員各位にこれを送付してご確認ねがい、その上で第6常置委員会に回答することにした。

---

## 大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和59年7月27日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 藤巻委員長

原島、大口、外池、市川、高田、山野各専門委員長  
長谷臨時専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

### ◎ 大学評価の問題について

委員長が都合で若干遅れるとのことで、前回(6.13)の議事を基に本議題についての自由討議を続けることとした。

○ 前回の委員会では、大学の評価の問題と教官個人の評価の問題については議論されたようであるが、大学内のグループの評価という問題については何も議論がなされなかったようである。しかし、グループの評価という問題は大学にあっては重要な問題であるように思われる。

○ 大学の評価あるいは教官個人の評価ということは勿論大切な問題であるが、グループの評価という問題は、それ以上に重要な問題でもあるように思う。

現在、日本の大学は、どの大学でも同じような学科を揃えるといった、言ってみればミ

ニ東大というかたちである。しかし、このようにどの大学も、全部の品物(学科)を揃えたデパートとなる必要はないのであって、例えばある大学で機械という面が得意なら機械のグループを集合して、その面を強く打ち出すということがあってもよいのではないかと思う。

ただ、教官個人の評価という場合には、これまでの議論にも出ていたように、組織の問題や待遇の問題あるいは環境の問題というようにいろいろな問題が絡んでくるし、また大学の評価という場合は、人の問題や物の問題が伴って起こってくるということがあるので、この点を考慮しなければならないと思う。

なお、大学にとってマネジアルな範囲で評価が意味をもつためには、大学の中のある部分を大学なりに評価するということが大切な問題であろう。

○ グループの評価という問題も実際にはかな

りむずかしい問題であるように思われる。例えば、ひとつの学科の評価という場合、論文の質を評価するというわけにはいかないで、どうしても論文の件数ということになる。しかし論文の件数では、同系統の学科ではそれほど差はないし、現在はかなりそのレベルも上ってきているので、大きなグループとしての評価は困難である。そこで、これ以上レベルを上げるためには、グループをできるだけ分散して平均値を上げるよりほかはないのではないかと考えられる。

- グループの評価ということについては、例えば大学によって1学科が4講座のところもあれば12講座のところもあり、学生がそこへ行って勉強する場合とか、あるいはそこでどのような活動的な研究が行われるかということなどでは確かに4講座と12講座とは違いがあると思う。その辺の点についてはどのように考えればよいのかという問題がある。
- 現在の日本中の国・公・私立大学の中身について調べたところ、結果的には世の中の評判というものが現実と一致していることが裏づけられた。
- カーターレポートでもアンダーソンレポートでも、世の中での評価と現実は非常によく一致しているということを指摘している。
- 自然系では、グループの評価というかたちの評価が考えられるが、人文系や社会系の方では、この問題についてはどうであろうか。
- 人文系の場合は、学科単位で共同作業をするといった性質のものではない。例えば、同じ日本史の中にあっても古代史、中世史、近代史というようにそれぞれその分野によって研究方法も違い、扱う対象も違う。従って人文系で評価ということになると、結局は教官

個人の評価ということになる。その場合に論文の数値で評価するというのもどうかと思われるが、専門分野の人がその論文のリストを見ればどの程度のものか分かるのではなからうか。

- 新設医科大の場合、最初に設置される時、先ず大学設置審議会（設置審）の審査を受ける。そしてまた、大学院を作る場合に設置審の審査がある。その間に少し時間的な余裕があり、教官が論文作成をする活動的な期間がある。これは審査というものがあるために割合に活動的な作業ができるという可能性を示すものではなからうか。
- 社会系も人文系と大体同じ傾向にあるということが言えると思う。社会系で共同研究が行われているところと言えば例えば、東京大学の社会学研究科とか、科研費をもらった場合の共同研究とかいう程度のことであろうと思う。このように社会系も人文系と同じようにやはり共同研究はやりにくい学問分野である。
- 教官個人の評価については、以前第6常置委員会で論じられたことのある教官の任期制とか、資格審査制度の問題なども含めて考えるということになるのか。それともこれらの問題は、評価という問題とは切り離して別の問題として取り扱うことになるのか。
- 教官個人の評価の問題は、大学の評価とか、グループの評価という問題とは切り離して考える方がよいと思う。モビリティを確保するための手段として個人の評価があるのではないかと考えられるからである。
- 個人的な評価に関連しての問題であるが、現在、評価ということに立入っても大学教官には身分的な保障があることであるから、ポ

ジションなり、そのほか個人的な不利益に繋がるというような問題にはならないと思う。このような時期にこそ評価をすべきであって、これが将来、評価が直接個人の利害関係に結びつくような時代になったら、まともな議論はできなくなるのではなかろうか。

- 評価の問題については、いろいろと意見が出ているが、評価についての議論の場合、誰が、何を、何のために、どういうふうに、ということが絡んでくるので、必ずしも議論が同じレベルで繋がらない場合もある。そこで、これらの議論が一応共通の理路に乗るようになるには、先刻申し上げたように、誰が、何

を対象にして、何を目的に、どういう方法で、やるかということをはっきりと、できればそれによって生まれるプラスの面とマイナスの面というようなものを取り出せるよう、何か叩き台となるような案を作って議論することにはどうか。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、次回までに以上の叩き台となる案を市川専門委員が準備し、この案を中心に討議を続けることを申し合わせて本日の議事を終了した。

次回 8月20日(月) 13:30~16:00

---

## 大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和59年8月20日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 藤巻委員長

下沢、原島、外池、明島、市川、高田、山野各専門委員

長谷臨時専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、前回に引き続き「大学評価の問題」についてご協議願いたいと考えているが、その前に来る9月11日に「教養課程に関する問題」について教養課程に関する特別委員会と本委員会とで合同会議が開催されることになったのでこの旨ご報告する。

なお、教養課程の問題については、本委員会ですべてにいろいろと議論し、その問題点についても相当に洗い出していると思うが、そのような点を踏まえながら、教養課程に関する特別委員会の意見を伺って意見交換を行うことにしてはどうかと考えているのでよろしくお願ひする。

以上のような挨拶ののち、議事に入った。

〔議事〕

### ◎ 大学評価の問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

大学評価という問題については、幾つかの異なる次元の評価というものがあるが、今後議論を進めていくためには、共通の基盤に立って考えていくことが必要であろうということから、前回の委員会で、その叩き台となるような案を市川専門委員にまとめていただくこととした。その案が本日提出されたので、先ずその案の説明から伺い、その上で討議を進めることにしたい。

次いで市川専門委員より、配付資料「国立大学評価の構造」に基づいて①評価を構成する要素、②現在存在している評価、③現存する大学評価の問題点、④評価システムの概念設計、等に関し詳細な説明があった。

以上の説明に関して、次のような意見の交換があった。

- これまでに大学共同体によるその構成員の評価が行われなかったことについては、それなりの理由があったのではなからうか。
- それについて一応考えてみたのであるが、これと言った的確な理由も思い当たらなかったもので、特に理由を分析して書き表わすことはしなかった。
- 大学評価ということは大学の自治、学部の自治、講座の自治ということにも関わり、評価するということは大学の自治への干渉ということになると考えられるのかもしれない。そこで大学の自治の限界ということについても考えてみてよいのではないかという気もする。
- 例えば、日本が先進工業国に追いつくために大学の中に設置したような部分については、大学の自治ということとは関係なしに評価ということがされてもよいのではないかと考える。
- 評価に関係する問題として、科研費の問題がある。中央の規模の大きな大学では科研費も多く付き、それに応じて研究業績も上ることになるが、地方のいわゆる新設大学等では科研費等は殆ど付かず、研究をすることも講座費によって賄うより仕方がない状態である。それでは研究も不十分となり、結局研究業績にも影響する結果となるのではな

からうか。

- 評価システムの概念設計の一つのモデルとして、国立大学協会主導のケースが提示されているが、国大協がこれを担当する場合、評価までするのかあるいは評価のための資料なり素材を提供すればよいのか、その辺のところはどうであろうか。例えば、客観的な方法でデータを出し、それを集計して提供するという程度であれば、国大協としては問題がないのではないか。
- しかし、例えば論文リストを公表するという場合、その論文リストの公表自体を多くの人は評価と考える。データベースを作成する段階で必ず何らかの意図が介入してしまうということが言えるため、完全な客観的データベースは存在しないのではないかと思われる。
- 大学評価について、特に国大協が何か機能するという役割はないのではないかと考えるが、どうであろうか。
- ただ、われわれ大学人として、どのような物差しで大学を見ているかという立場に立ったときに、大学共同体によるその構成員の評価というものがあればよいと思うわけである。それには現在たまたま国大協というものがあるから、大学共同体として考えてもよいのではないかと思っただけである。
- 大学の自治についてであるが、専門分野が違くと大学の自治に対する考え方も違ってくるように思う。理工系の学問の分野では割合と社会との接点が深いために社会との繋がりもよいが、人文・社会系の分野は理工系の分野とはまた違った事情があるのではなからうか。
- これまでの議論の中で評価ということにつ

いて合意が得られていると思う点は、ネガティブのかたちでこれを論ずるのではなく、ポジティブのかたちで評価するということである。要するに、国立大学というものをよくする方向に向けるためには、自己規制ということではなく一歩前進するためにその先をどうするかということを考えることが重要であると考えられる。それには、これまでに出てくる大学の自治とか学問の自由という問題がある。それからもう1つの問題として、評価と報酬水準の関係があるのではないかと考えられる。

○ 研究水準を量的に計るということになると、これは研究の発表論文の数ということになる。しかし、それだけで評価できるかどうかは、大学の中でそれでよいという共通理解が得られるかどうかに関わってくる問題であろう。ただ、大学という機関は研究と教育が行われるところである。従って研究と教育が両立して行うことができればよいが、現実には往々にして研究に熱を入れれば教育が軽んぜられ、教育に熱心であれば研究がおろそかになるという問題がある。この点についてもう少し考えることができれば、研究・教育の評価という面も詰めることができるのではないかと思う。

○ 工学系の教官は、講義する場合、教育の基本とする点ではかなり共通な理解が得られているように思う。その点人文系の方ではどうであろうか。

○ 理工系と人文系との講義の違いは、例えば理工系であればAという教官の行う講義もBという教官の講義も、同じ理工系の講義ではさして違いがないように思う。ところが人文系の教官の講義では、Aという教官の行う講

義をBの教官が代って講義するというようにはいかないように思う。その辺の違いではなかろうか。

○ 理工系の大学院教育などは、研究成果が主であって、よい研究成果が出るということはよい教育につながるというように考えている。

○ 教養部の教官について特に考えられることかもしれないが、教育の上で何が評価されて報いられるかという問題があるのではないか。

大学評価の問題に関しておおむね以上のような意見の交換があったのち、今後の作業の進め方について次のような発言があった。

○ これまでに本委員会で議論されてきた問題は、学部の専門分野の問題、教養部の問題、大学院の問題、あるいは教育の問題というように相当広範囲に亘っているが、もしも今後これらの問題についてアンケート調査をするというのであれば、どのような範囲で、何時頃までに行い、どのように整理するか、というような具体的なことを決めて今後の作業を進めていかなければならないのではなかろうか。

○ 今後の作業の方向として考えられることは、例えば評価の問題を取り上げるとするならば、この問題についてある程度議論をまとめて、その上でアンケート調査が必要であれば調査をするというようにしてもよいのではないか。また教養の問題については、近く行われる教養課程特別委員会との合同会議で何か問題点が捉えられるのではなかろうか。

以上のような意見があったのち、最後に委員

長より次のように述べられた。

今後の作業予定の問題もあるが、大学評価の問題の議論がまだ残っているようなので、次回も引き続きこの問題について議論をしていただ

き、その後になお時間の余裕があれば今後の作業の進め方についてご相談することにした。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 9月28日(金) 10:00~12:00

---

## 大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和59年9月28日(金) 10:00~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 藤巻委員長

明島, 山野, 下沢, 大口, 外池, 原島, 高田各専門委員

長谷臨時専門委員

---

藤巻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長および下沢専門委員より、前回(9.11)の第1常置委員会で行った本小委員会の状況報告の概要について報告があったのち、議事に入った。

### 〔議事〕

#### 1. 大学評価の問題について

初めに高田専門委員より、「大学の自律的評価」ということをテーマに、次の主要項目に関し詳細な説明があった。

##### (1)大学評価問題の登場

- ①大学評価問題不成立の段階
- ②状況の変化
- ③日本における現存の評価

##### (2)大学評価の準則

- ①前提的命題
- ②他律的評価の否定——コロラリー①
- ③自律的評価——コロラリー②

##### (3)文科系における評価

- ①文科系における自己評価の例
- ②法学界における評価の例
- ③文科系における自律的評価

以上の説明に関して、次のような意見の交換があった。

- 文科系の評価ということはむずかしい問題であるように思う。文科系の学問の中で自分の業績になるようなものを毎年公表してはどうかというような話があっても、なかなかそれには乗ってこない。それで、そのようなことよりもむしろ、専攻別に各種の雑誌が出ていることでもあり、これに学界での活動とか発表した論文などが紹介されているので、これがある程度評価の目安になるのではないかと考えられる。それから、文科系では非常に個人的な研究が多いため、評価のしようがないということもある。ただ、評価の基準となると思われるものに学位というものが考えられる。文科系では理工系と違って学位の取得者が極めて少ない。そのような意味からも学位は一つの大きな評価の対象となろう。そのほか著書というものも一つの目安となろう。
- 文科系では、東京大学の法学部のように学部単位で「研究・教育年報」を出しているところは少ないと思う。僅かに大学の附属研究所とか、センターの中で新しくできたところ

などで、年間の業績報告や目録といったものを年報のうしろに掲載しているところがあるといった程度である。

- どの大学でも紀要というものを出しているが、これなども評価の一つの目安となるのではなかろうか。
- 文科系の学問には、予算が多くついたから業績が上がるとは言えない側面があるように思う。例えば、理工系では、個人では到底買えない高価な機械等が整備されることによって業績を上げるという場合があるが、文科系にはそのようなことはない。これは理工系と文科系の学問の質の違いによるところであろう。しかし、文科系でも予算が潤沢であれば、図書などが多く購入できるという利点はある。
- 文科系の状況がそのようであるということは理解できる。ただ理工系にあっては、大学間、個人間、産業界も含めて激烈な競争社会にあるということがある。従って必然的に評価が求められる社会になっている。例えば、われわれのところでは年次報告は必ず出しているし、また過去の教官の研究テーマが何年にどのようなことをやったかということについてのデータがすべて計算器に記録されている。
- 私の大学でも自己規制というか、教官の業績について公表するというのを考えているが、そのかたちについては、どういう教育が、どのようなことをして、どれくらいやっているかということがわかる程度のものにしたかと考えている。しかし、それだけでよいのかどうかは疑問である。
- 評価についてのこれまでの議論では個人の立場の問題が強く出ていたようであるが、組

織体としての評価ということも考えてみてはどうか。

- 組織体の評価ということになると、例えば学部という組織体について言えば、評価するのは学部長ということになるのではないか。
- 自己評価ということは、自分ではなかなかできにくいことである。それと同じように、学部長が学部の誰それがどうのこうのということはやはり学部長の立場ではできにくいと思う。ある程度客観的に他所から見るという必要性があるのではないか。

医学部の分野などでは、大学院の学生の進学状況が一番評価の基準となるようである。

- 評価ということに関しては、法学部と経済学部とではその条件が似ているように思われるが、どうであろうか。
- 経済学というのはいろいろな異質な要素を含んでいて、ある面では文科系に非常に近い分野があるかと思うと、また理工系に近いという分野もあって、ストレートに法学部と対比して考えてみるというわけにもいかないのではないかと思う。

以上の意見交換に引続いて外池専門委員より、社会科学全体からみた評価の問題について次のように説明があった。

評価の問題について少しまとめてみたいと思いいろいろの資料を漁ってみたが、われわれの学問の分野ではそのような蓄積はまだ自己評価というかたちで現われてはいないようである。そこで、市川専門委員から提出のあった「国立大学評価の構造」という報告や、その他いくつかの社会科学の自己評価に関連する意見などを参考に、客観的なデータを基にまとめてみてはどうかと考えている。

この市川報告の最終的な狙いは何であろうかと考えたが、それは次の2点にあるのではないかと思われる。

①その一つは、評価ができたとすれば、競争原理の下で大学を活性化できるかという問題である。

②その二の問題は、教官の採用に新しい意識が導入できるかということであり、また国際化も含めて考えるべきであろうということである。

この2点にその狙いがあると思うが、その前提には①の活性化の問題については、現在大学が活性化されていないのではないかということ、②の教官採用については、これがマンネリ化しているのではないか、また非国際的であるのではないかということがあるように思われる。社会科学においてはその辺のところを明らかにしてはどうかと考えている。

それから二番目の問題として、大学の研究・教育と競争原理あるいは効率化ということがあると思うが、このような問題がこれからは益々重要な問題となってくるのではないかと思われる。

それから三番目の問題としては、理工系の分野と、過去の蓄積があまりない他の分野についての問題というものがあるように思う。大学の研究と教育というものは、大学を貫く共通性というものを踏まえた上で各分野での対応性というものを考える必要があると思う。

最後に四番目の問題であるが、国際的な観点からみて日本の社会科学はどうであろうかという問題である。例えば、日本の社会科学の特色、または欠陥、それから他の分野との比較ではどうか。このような点を客観的に視る必要がある。

なお、これに関連してOECD報告や学術審議会の中間報告（学術研究体制の改善のための基本的施策について）の内容についての紹介があった。

おおむね以上のような意見交換が行われ、大学評価についての本日の協議を終わった。

## 2. 今後の問題について

このことについて、下沢専門委員より次のように提言があった。

本委員会は、これまでに20回の委員会を開催して審議を行ってきた。その最初の回では、先ず2年くらいを目途に何らかの結論を出そうということであったが、その2年目というのは大体今年の終り頃である。そこでその間にどのようなことが行われてきたかということ整理してみると、次のようである。

①先ず総論的な大学のあり方ということについて討議をした。それによって得られたコンセンサスは、大学を活性化するためにはどのような手法があるかということではなかったかと思う。

②大学の各専門分野ではどのような問題を抱えているかということについて、それぞれの分野から意見が述べられた。

③教養学部はどうあるべきか。

④大学院はどのようにあるべきか。

⑤大学評価の問題。

これらを総論的に整理してみると、①は総論的なこと、②は学部レベルのこと、③は教養部レベルのこと、④は大学院レベルのこと、そうして⑤では全体としてみたときの大学の評価という問題に触れてきたのだと思う。

次に従来为国大協の委員会の審議の進め方についてであるが、①一つのかたちとして、小委

員会としての部内的な資料を提供して、それを各大学に公表するかどうかについては上部機構に任せるといったかたちがある。②もう一つのかたちとして、本委員会ですらまとめたものを各大学に回して意見を聞くというかたちがある。

この2つのかたちについてであるが、①のかたちについては上部機構である第1常置委員会に任せて考えてもらえばよいことであるが、いずれにしても本委員会でレポートをまとめる必要がある。ただ、そのまとめ方についてであるが、①と②のかたちではそのまとめ方が随分違ってくるのではないかと思う。例えば①のかたちであれば割合に遠慮なくまとめればよいと思うが、②の場合では他所への反応というようなことも考えなければならぬし、またレポートということではなくて、アンケート形式でまとめるということも考えなければならぬと思う。先ずその辺のことを考えて作業を進める必要がある。

次に、レポートのまとめについてであるが、そろそろ分担を決めて作文する必要があるのではないか。そのレポートの分担であるが、各学部の特徴というような問題については、それぞれの分野の委員も揃っていることであり、その委員の方々にお願いすることでよいと思うが、残る問題である教養部の問題、大学院の問題、大学評価の問題をどのように分担するかという問題がある。なお、総論については、当然委員長がまとめられることになるであろう。

以上の提言に関して、委員長より次のように述べられた。

国大協の報告書を提出するについては、従来のかたちでは2つの方法があるということであるが、本委員会ではこれまでに相当な時間を掛

けていろいろな問題について討議してきたことであるから、部内的な資料としてレポートをまとめるというよりは、むしろ終極的には公表できるようなレポートとして作るべきだと思う。勿論、本委員会は第1常置委員会の小委員会という立場であるから、順序としては先ず第1常置委員会にまとめたものを提出し審議を経た上で公表されるものと考えている。

それから、報告書の執筆分担の問題であるが、各分野の問題については下沢専門委員の提案どおりでよろしいと思うが、教養部の問題、大学院の問題、大学評価の問題をどう分担したらよいか。ただ、大学院の問題については、現在大学院問題の特別委員会でも検討中であるので、もう少し先になって考えてもよいのではないかとも思われる。また大学評価の問題については、先に市川専門委員からレポートが提出されており、本日も高田専門委員や外池専門委員からもご意見も伺ったところであるから、この問題はもう少し議論したところでまとめることにしたいと考える。そこで残るのは教養部の問題であるが、これはどのようにしたらよいであろうか。

これについて下沢専門委員より次のような発言があった。

教養部の問題については、関西地区に教養部の問題を考えるという会があって、この会では11月10日に大会を行うということである。そして、その大会で私に教養部の問題について何か話してもらえないかという依頼があった。私としては、本委員会でのご承認をいただければ、個人の意見ということで、これまでにこの委員会でいろいろと論議のあったことなどを踏まえて何か述べてみようと思っているがいかがであ

ろうか。

なお、この件について本日まで承認を得ることができれば、その講演のために原稿を作らなければならないことになるので、この教養部の問題については私がお引受けしても差支えないとも考えている。

この件について協議の結果、教養部の問題については本委員会としてはまだ完全に意見がまとまっているという段階ではないが、個人の意

見として述べるのであれば差支えないのではないかと、この件を了承した。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 10月25日(木) 10:00~12:00

なお、次回の検討事項は次のとおりとした。

- (1)大学評価の問題についての継続審議
- (2)教養部の問題に関する下沢原案の検討
- (3)その他

---

### 第3 常置委員会

日時 昭和59年9月20日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 世良委員長

山田、須甲、吉田、柳田、鈴木、水野、森本、

吉武、榎本、玉井各委員

小路、立野各専門委員

---

世良委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。

本日は学生の健康管理の問題の対応のしかたについて、小路専門委員および鈴木委員の両委員から報告書を基に説明を願い、その上で協議を行いたいのでよろしくお願いしたい。

以上のように挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

#### 1. 学生の健康管理の問題について

初めに小路専門委員から、配付資料「学生の健康管理の問題について」を基に次のような説明があった。

無気力学生を質的側面から見ると、専門的な医療やケアを必要とする学生——つまり狭義の無気力学生と、留年や休退学にかかわる広義な無気力学生とは、内容的に相違があると思われるが、保健管理センターは前者のような専門的

治療や助言を必要とする学生の対応を中心とし、また各学部はそれ以外の学生の対応をした方が効果的であると思われる。従って、以前から各委員が発言されているように、学部と保健管理センターが緊密な連携をしようような対応策が考えられるが、その場合、学生相談の窓口をどうしたらよいかという問題がある。これについて調べたところ、ゼミナールの担当教官と教養部のクラス担当教官が最も学生の相談に預っているというケースが多いということが判ったので、ここを中心に窓口を置いたらどうかと考えた。

また無気力学生の発見という立場で考えてみると、具体的兆候として単位取得ができにくくなるとか、欠席日数が多くなるなどの形で表われてくるが、このような現象をチェックできるのは教務担当の事務官であり、休退学をとることのチェックをできるのは学生係の事務官であるので、これらの事務官は無気力学生を発見す

る上で重要な存在であると思う。

さらに家族・友人・同居人などのルートを考慮すれば、本日の配付資料（2ページ）に示してある「無気力学生援助のモデルシステム」が考えられるのではないかと思う。なお、このシステムに学生部が入っていない理由は、一般学生の健康増進が大学にとって重大な柱であり、これを学生部が第一義的に担当するというものであるからである。

次に無気力学生に対する対応上の留意点としては、①守秘義務について慎重な配慮が必要であること、②精神医学的・臨床心理学的に対象となる学生が、どのくらいの割合や形で存在するかを疫学的に分析する重要な研究テーマを有すること、③学生相談と健康管理の接点が現在不明確なままであること、などがあげられる。

おおむね以上のような説明があり、ついで鈴木委員から配付資料「学生の精神的健康管理と学生相談・指導について」を基に次のような説明があった。

「無気力学生」という対象規定については、ここでは精神健康面で何らかの問題を持っている学生であると考えてみた。

これに対する大学側の対応としてまず問題になってくるのは、以前からこの委員会でも討議されている学生相談室のことである。最近保健管理センターに専任のカウンセラーが配置されるようになり、これに伴って学生相談室を統合して保健管理センター内に設置する大学が多くなってきたが、学生相談室の窓口を開いても、これを利用しない精神健康上の問題を有する学生が多いということは、一つの問題かと思われる。

また、入学時のスクリーニングテストは、問

題所有学生を早期に発見する目的のものであるが、テスト結果の綿密な分析を効果的な活用に連動させるためには、まだ種々な問題があるようである。

カウンセラーと一般教職員との連携と協力については、学生と日常接触する機会の多いのはクラス担当教官やゼミナール担当教官や学生係担当事務官および厚生係担当の事務官であり、これら接触の深い教職員が持っている問題学生に対する有力な情報が精神衛生面に活用されることが重要である。従って、これら一般教職員とカウンセラーの連絡と協力を密にする必要がある。つまり、学生の精神的健康管理には、保健管理センターやカウンセラーと、各学部の一般教職員とが密接な連絡をとりながら、情報交換を通じて全学的な協力体制を確立することが重要であると思われる。また、学生が学生をケアする方法も今後検討に値する問題ではなからうかと思う。

おおむね以上のような説明があったのち、次のような意見の交換があった。

○ 教養課程の場合、講義内容は高等学校教育の復習のような内容であるため、勉学に興味を失って無気力で積極性のない学生がでてくるといふ面もある。そして、一度無気力になると自分自身で立ち直れない学生が多い。一方、教官はこれら学生に対し積極的に手をさしのべることはなかなか困難である。そこで、教養部に入ってきた学生に、一年生の時から専門課程の前段くらいを教えるような形にしないと、仲々解決が得られないのではないか。

○ そのようなことはあると思うが、教育制度そのものを根本的に見直して変えない限り、

そのようなことはむずかしいであろう。

- 教官の中には、学生補導委員会の任務は審議機関であって、学生を直接補導する実施機関ではないというものもあり、教官の中にも学生補導に対して無関心な者もいる。
- どのような体制を作ってみても、その効果は教官および学生の意識の問題に関わるのではなからうか。
- 教養課程の組織や体系やあり方が、かなり学生の無気力ということと関係があるように思う。私の大学では縦割にして専門学部の講義の一部を教養部に降ろしたら、無気力学生が少なくなってきた。
- 教育系大学の場合は、小・中学校課程があって教養部と専門課程の接触が多いので、この点学生の掌握はやりやすい。
- カウンセラーと教養部担当教官の打合せ会や、カウンセラーと学部の補導委員との定期的会合などにカウンセラーが参加している大学は、一部の大学を除いてあまりない。従って、接触することをカウンセラー自身が希望しても、その場も機会もない状態である。岩手大学のように教養部教官や学部教官の委員会などにカウンセラーが出席できれば、お互いに接触する機会も多くなり、委員会などの意図も反映でき、両者の連携が円滑になるものと思う。
- 同じ内容の学科目を教えるにしても、高校の先生は易しく教えるが、大学の先生は難しく教える傾向があるといわれている。そこらあたりから無気力学生の芽生えが生ずるとの話もあるが、教養課程の中に専門課程の授業の一部を降ろした場合、理工系と文科系の間に何か違いがあるであろうか。
- 私の大学では次のような例があった。ある

学生が“自分は頭が悪く、本を読んでもすぐ飽きて全然頭に入らずすぐ忘れてしまう。勉強が嫌いで今まで我慢してやってきたが、もう限界にきたので大学を休学して退学したい”と申し出てきた。それで、某大学の精神科医にその学生を紹介した。ところが翌日、その学生が晴ればれした元気な顔で大学にでてきたので、本人に尋ねてみたところ、精神科医から“頭が悪く勉強が続かず、覚えたものはすぐ忘れる、というのは普通一般の学生ではないか。ここの病院には頭が良く、一度覚えたら絶対忘れない、自分の言ったことは全部正しいんだ、というように言っている者が大勢入院している”と言われたとのことであった。この医師の一言でその学生はすっかり気分を良くし、一般教養を終えて立派に卒業した例もある。

このようにどこも悪くない自分を、どこか悪いんだと思い込んで悩んでいる学生も相当いるのではなからうか。

- 最近は高校生の中でも無気力学生が増えてきているとの話を聞いている。
- 自分の体を心配して保健管理センターにきたり、教官の所に相談にきたりするのはまだ良い方で、入院治療を必要とする学生が何処ににいるのか把握できないで困っている。こういう学生が退学したり、自殺したりする例が案外多い。
- 大学に学生の父兄による後援会を作り、呼び出しに応じない問題学生を父兄を通じて呼び出したら成功した例もある。
- 昔は旧制高校までは学生生活に父兄が関与していたが、大学に入学すると父兄は学生生活のことは全然考えなかった。しかし、時代も変り、世の中も変ってきているので、父兄

との繋がりを重視してもよいのではないかと  
思う。

- ある大学保健管理センターの所長から、保健管理センターの位置付けが明確でないため、センターの職員の中にはやる気をなくしている職員がでていのではないかという質問があったが、この点についてはいかがであろうか。
- 学生部から保健管理センターを独立させるという考え方に対し、独立した場合、学生の保健管理業務が保健管理センターから遊離しないかと疑問視するむきもあるので、職員の健康管理問題も含めてもう一度保健管理センターのあり方を検討する必要があるだろう。
- 学生部と関係を断つということではなく、もっと保健管理センターの施設・設備を充実させ、学生の厚生問題などについて研究ができるような機構にする必要があるのではないか。
- 先般の委員会で「保健管理センターの機構改革に関する具体案」について報告したが、その時申し上げた保健管理センターの改革案は、学生部からの独立ということよりも、保健管理センターを“学生の保健管理に関する専門的業務を行う厚生補導のための施設”ということに止めず、健康科学に関する研究・教育の機能をも果たという位置付けにすることであった。つまり、現行の法令（国立学校設置法施行規則第29条の3）に規定されている「学生の保健管理に関する専門的業務を行う厚生補導のための施設」とあるのを「健康科学に関する研究ならびに学生の保健

に関する教育を行うとともに、職員および学生の保健管理と学生生活上の諸問題についての指導に関する専門的業務を行うための施設」というように、保健管理のみならず健康科学の研究・教育も行う施設に位置づけるという改革案を申し上げたわけである。

しかし、研究施設となって全く学生部から切り離した場合、広い意味の学生補導に新しい問題が起きないかという疑念もある。この点が煮詰まれば、全大学が画一的に改革しなくても、できるところから改革したら如何なものかと考える。

- 保健管理センターを完全に独立させることは、今の国家財政からみても、さしあたりは無理なような気がする。
- 将来の理想的構想を目安にして、どのように学生部と関連づけるか、しかもセンターであるからには研究もできるようにするためには、どのようにもっていけばよいか、などのことを考えて、徐々に改革の方向へすすめていく必要があるであろう。

おおむね以上のような意見交換があったのち、小路専門委員の試案による「無気力学生援助のモデルシステム」（配付資料）と本日の議論を基に、保健管理センターのあり方について再度小路専門委員に検討資料の作成方を依頼することにし、理事会および秋の総会には委員長より、本問題のこれまでの検討経過について報告することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第5常置委員会

日時 昭和59年9月28日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

鈴木(省), 菅野, 山本, 田中, 佐藤, 野村,  
本多, 森, 林, 藤永, 頼実, 遠藤, 東江各委員  
山本専門委員

(文部省) 雨宮留学生課長, 早田国際教育文化課  
課長補佐, 鈴木国際教育文化課専門職員, 他1名

鈴木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 新たに専門委員に就任された山本清専門委員(東京外国語大学事務局長)の紹介があったのち, 次のように挨拶があった。

本日は文部省より雨宮留学生課長, 早田国際教育文化課課長補佐のご出席を願い, 議題に関連しての説明をお願いすることになっている。なお, 本日の議題はご案内したように次のとおりであるのでよろしくご審議を願いたい。

- (1) イギリス国大学学長の来日について
- (2) 留学生問題について
- (3) アメリカ州立大学協会との学長交流について

以上のような挨拶ののち, 議事に入った。

### 〔議事〕

#### 1. イギリス国大学学長の来日について

このことについて, 早田国際教育文化課課長補佐より次のように経過報告があった。

本年度の外国学長招致事業として本委員会で決定されたイギリス国大学長の招致については, 本年3月に外務省を通じて正式に招請状を出し作業を進めてきたが, この5月に英国大学副総長委員会委員長であるフラワーズ卿が来日され, その際に平野会長, 大崎学術国際局長等とも会見され, 今回の学長招待の件にも触れな

がら会談された。

そののちも駐英日本大使館を通じて英国大学副総長委員会と折衝を続け, 当方としては3名の学長を2週間にわたって招待したいという意向を伝えた。ところが, 先方の事情から5名を派遣したという意向が示され, そのメンバーの中には英国大学副総長委員会の事務局長も含めたいということであった。のちに聞くところでは, 事務局長をこれに加えた目的は, 今回の訪日を機会に, 日本との定期交流の可能性を打診することにあるようであるということである。

なお, この5名の来日の希望について文部省内でいろいろと検討した結果, 滞在期間が8日間に短縮された関係で, 予算的にはどうにか枠内に納まるのではないかとということになった。ただし, 航空賃は予定の3名分とし, 滞在費については5名分全部を負担するというようにし, この案に基づいて目下先方と話し合いを進めている段階である。なお, 来日日程, 来日メンバーの氏名, 専攻および大学の概要については, お手許に配付した資料のとおりである。

以上の説明に関連して委員長より次のように述べられた。

イギリス国大学学長招致に関する経過については只今ご報告のあったとおりであるが, 滞り期間中の訪問先, あるいは旅行のスケジュール

等については、滞日日程が5日間しかなく非常に窮屈になるのではないかと思います。そこでスケジュールについては一応先方の意向も伺いながら詰めてみたいと思うので、具体的な案ができた段階でさらにご相談することにしたい。

## 2. 留学生問題について

初めに両宮留学生課長より、「留学生問題調査・研究に関する協力者会議」が取りまとめた「21世紀への留学生政策」（配付資料）を基にその概要について説明があり、つづいて「昭和60年度留学生関係予算概算要求主要事項」について説明があった。

これについて次のような質疑や意見の交換が行われた。

- 国費留学生の選抜の方法についてであるが、これには2つのルートがあって、その一つは在外の出先日本大使館で試験をして選ばれて来るかたちのものと、もう一つはわれわれの大学から推薦者を挙げて文部省の方へ申し出るかたちの2つの方法があるように伺っているが、そのとおりであろうか。
- 先ず仕組みの方から申し上げれば、只今ご指摘のような二つの方式がある。即ち在外日本大使館を通じてくる大使館推薦方式と、大学から直接申し出る大学推薦方式の二通りがあり、現在の状況では、研究留学生レベルで申し上げると大使館推薦が600人程度、大学推薦が180人程度の枠になっている。ただこれには大学毎の枠というようなものは考えられていない。なお、全体の枠の関係で、大学側から推薦された者全部を受け入れるというわけにはいかない状況である。
- 最近中国との交流が盛んになってきたが、

われわれの大学ではマスターコースまでは進めるがドクターコースがないために、進学希望者はドクターコースが設置されている大学にお願いしなければならないという事情にある。この点について、できれば本人の希望が叶えられるようできるだけのご配慮をお願いしたい。

また、留学生の枠についてであるが、大学推薦の人物が一番確実性があるように思うので、大学推薦の枠を現在よりももっと拡大するようご配慮願いたい。

- 文部省の方でも大学推薦の枠を増大させることが効果的であるという意見はあるが、他方、在外公館の立場からすると、それぞれの国の政府の要望もあり、大使館推薦をできるだけ受け入れられるようにしたいという側面もあるというわけである。なお、この問題については、いろいろと外務省とも話し合っているところである。
- 国費留学生の場合、その期間については何か期限でもあるのか。
- 国費留学生の期限については、配付資料「21世紀への留学生政策」をご覧いただければおわかりいただけるが、念のため申し上げると次のとおりである。

研究留学生	2年
教員研修留学生	1.5年
学部留学生	5年
日本語・日本文化研修留学生	1年
- 国費留学生が自分の修学期限後なお私費で残留したいという場合は在学を認めてもよいのか。
- 国によっては、本人の意向如何にかかわらず政府あるいはその学生を出している大学等の同意なり推薦が必要であると言っていると

ころもあるが、文部省としては基本的には、国費留学生の身分がなくなったのちでも更に勉学したいという希望で引き続き在学したいという者については、私費で残留しても別に差支えないと考えている。ただ、大学側の温情で在学期間を延期することはいろいろと問題もあるので、慎重にご考慮を願いたい。

- 留学生の中には芸術分野の方面を勉学したい希望で日本に来るものもいると思う。このようなものは留学生全体の中では数として少ないかもしれないが、国際交流という立場からみればかなり重要な問題でもあるように思うので、何か拠点大学的なものをできるだけ早い時期に設けることをご考慮を願いたい。
- 芸術方面の分野の大学は国・公立大学合せて4大学であるので、文部省としてもこの方面の希望者の受入れをお願いするのに大変苦慮しているところである。なお現在、美術、音楽両方で大学院を中心に今年は留学生を29名引受けているが、これらの者は殆ど日本の伝統芸術の分野を研究したいというもの達である。

芸術方面の留学生の受入れについては、文部省としても決して門戸を閉ざしているというわけではないが、これを受入れるについてはただ収容能力を増やすということだけでなく、今後の留学生の増加の問題、あるいは国際交流ということも念頭におきながら諸施策を考えなければならないのではないかと考えている。

おおむね以上のような質疑および意見の交換があったのち、委員長より留学生問題小委員会の状況について次のように報告があった。

留学生問題については、小委員会を設けて重

点的に検討しているが、当面の活動と今後の方針については、おおむね次のようなことを考えている。

- ① いろいろと留学生に関する調査資料が出されているので、それらの既存資料の分析検討を続けることにしたい。
  - ② いわゆる旧7帝大では、留学生問題についての調査を行い、現在その結果の集計段階であるということであるので、そのまともを待って、これについての分析検討も行いたいと考えている。
  - ③ 以上の資料の検討の結果、留学生問題について更にデータの収集が必要とされる場合には、国大協としてではなく、科研費の補助を受けての調査を行うことも考えたい。
- 以上をもって本議題についての協議を終わった。

### 3. アメリカ州立大学協会との学長交流について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

アメリカ州立大学協会との学長交流のことについては、前々回および前回の委員会でもご協議いただいてその結論も既に出ていると思ったが、その後事情が少し変わってきたので、この件についてのこれまでの経緯とその後の状況についてご報告したい。

アメリカ州立大学協会から平野会長のところへ最初の手紙が来たのが3月27日であり、その内容は学長の相互交流の提案であった。これに対して4月24日付で会長より回答を出されたが、その要旨は次のとおりである。

アメリカ側の提案の学長交流については多大の関心をもっているので、国立大学協会の中で

大学間の協力問題を担当している第5常置委員会においてこの問題を検討し、結論のでたところでコンクリートなプランを提出したい、というような意味のものである。

その後5月2日付で、この会長回答に対する謝辞とともに第5常置委員会の検討結果を期待しているという趣旨を記した手紙が送られてきた。

その後しばらく音信も途絶えていたが、8月14日突然先方より学長交流についての具体的なスケジュール案が提示されてきた。それと同時に、平野会長宛にこの11月に開催する年次総会への招待状も届けられた。この招待に対しては、直ぐに平野会長から、時期的にも国立大学協会の総会とも重なるので出席出来ない旨の返答をされたとのことである。

その後9月10日に、また先方より連絡があって、次のように伝えてきた。

先に提示した交流計画を推進するために、本協会事務局のB.アンダーソン女史が中国訪問の帰途貴国に立ち寄るので、10月29日から30日にこの件についてお打合せをしたい、というものである。

これに対して平野会長は、私と一緒に10月30日に同女史と面談しようという意向を示された。

以上のような経緯であるが、この問題をどう処理すべきか再度ご審議をお願いしたい。

これについて次のような意見の交換があった。

○ 国大協としてはこれまでに西ドイツ、フランス、今回のイギリスというように、一応ヨーロッパの先進国と思われるところの大学長を招待してきたことになるので、この一連の

計画として次回にはアメリカの学長を招待するというのも一案ではなからうか。

○ 前回の委員会では、アメリカ州立大学協会(AASCU)は実学的な大学が中心であり、かつ有力大学も加盟していないので、国大協としての学長交流の対象としては、このAASCUよりもむしろ National Association of State Universities and Land Grant Colleges (NASULGC) の方に積極的に働きかけてはどうかという意見であったと思う。

○ この外国学長招致事業の一連の計画として、今度はアメリカを考えたらどうかという提案も一つの考え方であるかもしれないが、アメリカから学長2~3名を招待することになると、どうしても大規模大学の学長ということになり、このAASCUの学長はそれに選ばれない可能性が強いのではなからうか。

○ それはこちらの交渉次第ということもあるが、これまでの例ではその国の有名校となる線が強いと思う。そうすると現在申し入れてきている比較的規模の小さい大学の学長の訪日は叶えられないことになり、先方の意向には副わないことになりはしないか。

○ 来年度訪日しようとするAASCUのメンバー15名というのは、全員先方の費用で来ることになるのであろうか。

○ 先方の考えでは、学長の交流ということが狙いであるから相互自前でやろうではないかという考えのようである。

○ 国大協として、そのような特定の団体と毎年交流ができるかどうかその辺は問題である。

○ 先方が、毎年相互交流をしようという意図

で訪日を希望するのであれば、従来から国大協が実施してきた学長の国際交流の線とは違うので、別個の問題として検討すべきであろう。

- 今回のイギリス国大学長の訪日にも、今後両国間のコンスタントな交流を期待する意図が含まれているとすると、今後国大協としては新しい問題を抱えることになるので、当方としてはこの交流計画は継続的なものではなく1回限りが建前であるということをはっきりと言っておく必要がある。
- 外国学長招致事業に基づくイギリス国大学長の訪日のかたちと、今回のAASCUの訪日のかたちとは、双方のやり方に違う点があるのではないかと思う。AASCUの方は国費で訪日するのではなく、全員私費で参加するというかたちのものである。従って日本側として訪米する場合にも希望者を募り私費で参加するということになると思うが、現

在の日本の状態では、国立大学の学長が数名揃って同時期に一緒に外国へ出かけるということは手続き上困難なのではなかろうか。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

この10月30日にAASCUのメンバーの一人が来日されるということであるので、その方と面談する際には、本日のご意見等を踏まえて先ずこちらの事情を述べたい、次のように伝えたいと思う。

ご希望のあった来年度の訪日は差支えないが、お申し入れの今後の相互交流を前提とする交流計画は、従来の国大協が行っている学長の国際交流の趣旨と違うので実施は困難と思われる。そのように明確に伝えておきたいと思うがそれでよろしいであろうか。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 教員養成制度特別委員会

日 時 昭和59年9月26日(水) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井沢委員長

石井、山田(舜)、須甲、椎名、丸井、田浦、池田、

後藤、前田、坂上、釘宮、岡本各委員

山田専門委員

井沢委員長主宰のもとに開会。

[議 事]

### 1. 今後の検討課題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

今国会に提出された教育職員免許法改正法案は結局廃案となったが、この問題は先般発足した臨時教育審議会に引き継がれる模様で、今後

この問題がどのように展開するかは不明である。

次に、昭和56年4月以降検討を続けてきた教員免許制度・資格制度を中心とした「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題——」の調査研究も本年6月をもって完了したので、今後当委員会としてどのような問題を検討すべきかを決める必要がある。それで親委員会の協議に先立ち本日午前中に小委員会を開

催し検討を加えた。これについて小委員会では種々意見が出されたが、次の2つに絞り検討を進めてはどうかとの結論となった。

第一に、教員の資質向上を図るためには、単位増のみでなく、大学として自主的改善の努力も必要である。そのためには、授業の内容・方法、条件整備等に関する報告書が取りまとめられれば最良と思うが、大変困難な問題でもあるので、まずその手始めとして現在各大学で実施・計画されている教員養成の創意工夫の事例を調査し参考に供したらどうか。

第二に、教員の養成・採用・研修・再教育（現職教育）といった一連の問題を見直したらどうか。殊に、将来の人口動態から見て、今後教員への就職が益々困難となることが予想されるので、教員の計画養成との関連で教員免許状取得者の教員以外の職域への進出とか、そのための課程制の見直しを含めた問題を検討したらどうか。

おおむね以上のような結論となったが、これについて親委員会のご意見を伺うとともに、その他検討課題についてご提案があればうけたまわりたい。

以上のような説明があったのち、次のような意見交換があった。

○ かつて文部省は教員免許状の取得なしに卒業はさせないという強い態度をとってきたが、最近の関係官の公的・私的発言によると、大学で免許状取得を要件としないコース等を考えるのならば、その計画を援助したいというように大幅な方向転換の姿勢を示している。これは教員養成を主たる目的とする教育学部の性格が今後かわる可能性があるということであり、また教員養成制度の根幹にか

かわる問題でもある。冒頭で委員長より説明のあったように、今後教員への就職が益々困難になるに伴い、各大学でも現行入学定員を確保する場合でも教員以外の活動分野の開拓とか、そうでない場合は学部規模の縮小等の問題に直面せざるを得ないわけで、この問題についても当委員会では是非検討ねがいたい。

- 東京周辺の場合、教育学部卒業生の中には、出版社等へ就職する者が増えている。その意味で、教育学部の教育内容について、もう少し幅広い観点から見直してはどうか、という考え方が一部から出ている。
- 教育学部にそういうコースが設置された場合、そのコースの卒業生と純然たる教員養成コースの卒業生とは、就職試験あるいは会社訪問の際の相手方の受け止め方も随分違ってこよう。
- 教育系単科大学では困難であるかもしれないが、複数の学部をもつ大学では、一方で教員養成に必要な科目をある範囲内に抑えるとともに、他方、他学部の教官の協力の下に弾力的に新しくカリキュラムを設け、幅広く学ばせるということも考えられる。
- 最近ある会議で聞いたことだが、教員採用者の全国平均推計値（地域により差がある）は昭和66年～75年は大体昭和58年程度の横ばい状態とのことである。文部省は40人学級の実現に向け努力されているようでもあり、これは教官採用者の増加にもつながることであり、これについて総会の了承が得られれば関係方面にこのことを要望してはどうかと思うので、この件についても検討ねがいたい。
- 文部省の試算によると、仮に昭和60年度より40人学級を開始する場合、数年間かけて現行の法律上の上限45名を全国平均33～34名ま

で下げる。その方法も、一気にではなく、新入学児童から最高40名に抑え、それを学年進行に伴い上に伸ばすとともに、一方で上の学年についても可能な限り下げる方向で取り組みたいとのことである。従って、最終的に実現した場合、地域差はあろうが、教員総数の上で若干かもしれないが増加は見込めると思う。国際比較から見ると、先進諸国は30人台で、アメリカなどは既に30人以下だということである。

- 委員長の説明の中で、教員の資質向上のため各大学で行われている創意工夫を調査したいとあったが、これについて具体的に説明ねがいたい。
- これに関して、前回の調査報告書（「大学における教員養成」(59年6月)）では自主改善の必要性を抽象的に指摘しただけであったが、これの公表に先立って調査報告書（案）について各大学・学部の意見を求めた際、大学の自主的改善の必要なことはわかるが、もう少し具体的に、その方法とか、ガイドラインを提示ねがいたいという意見が大学より相当数出された。しかし、ガイドラインとかモデルを提示し、それに倣うというのでは自主的改善にならない。それで、実際に教職課程、教育実習等を運用する上で創意工夫をしている大学もあるので、情報交換の意味で、それらの事例を調査して取りまとめ、各大学の改善充実の参考に供してはどうかと考えた。また、ガイドライン提示の要望の中には、教員の資質向上についての内容・方法についての提示以外に、どう条件を整備すれば、どのような改善充実が可能となるか、といった点についても触れてほしいとの意見もあったので、この点を含めてもう少し内容に

踏み込んだところで方向づけを検討することが必要ではないかと考えたわけである。

- 現行の免許法規定は細部までまかに定めており、学内での改善は大変困難な面がある。
  - ある県では、山村僻地に泊りがけで教育実習に行き、実習生は大変歓迎され、また素朴な児童に接し実習も大いに効果が上がったという話をきいた。早速、私共も検討したが、宿泊代等々実施に際しては種々解決すべき問題があり実現しなかった。教育実習についてのよい例を紹介ねがえれば大いに参考になる。
  - 先程話にあった条件整備のことだが、どのようなことが考えられるか。
  - 例えば、教育実習を例にとっても、教育実習校・実習に要する諸経費・地域連絡協議会等々多くの困難な問題をかかえており、従来報告書でもこの点の不備について指摘してきたが、やはり1つのガイドラインに近づくためにも、そういった点を明らかにしなければならぬと考える。また、教職課程の全体像についても、多人数教育・教科教育法等の問題指摘がなされている。
- このような条件面からも考えていかないと真の改善充実は出来ないので、体系的に整理してゆきたいと考えている。なお、免許基準についても、臨時教育審議会の検討次第では厳しい線の出ることも予想されるので、十分論拠のある観点で、疑問のある点は提言できるよう明確にし、直ちに対応できるよう検討しておく必要もあると考える。
- 昔は代用附属制度があり、その学校には質のよい教官2名程度を配置する等の措置が講じられ、よい教育実習が出来た。国がそうい

う制度を復活すべく地方自治体に折衝してくれば、それも教育実習の1つの解決策となるのではないか。

- 現在、制度的には廃止されているが、県によっては大学と、戦前からの代用附属の関係を継続している学校も残っている。ただし、それだけでは不足である。
- 私の県では、その関係が現在でも残っている。しかし、そのための弊害も生じている。つまり、現在は他学部からの教員免許状取得希望者が多く、附属学校だけでは間に合わず、他の公立学校にも教育実習を依頼したいわけだが、それについては格が崩れるということで附属学校とか代用附属が反対する。確かに代用附属制度も、それなりの意義はあるが、現状とくに大都市のことを考えると、教育委員会が小・中・高校に対し教育実習の実施面でどう指導するか、というのが最大の課題である。現在の教育委員会の基本的な考え方は、教育実習は所管外という認識であり、一方、学校側も実習の引受けは本来の職務ではないという考え方である。従って教員養成制度の中で教育実習を本当に位置づけるためには、まず学校側が教育実習を引き受けることは仕事の範囲内であるという考え方にならないと行政側も動かないのではなかろうか。
- 現在、教員免許状を取得するための単位認定のできる課程の認定に際して、大学が文部省に教育実習校との契約について届出申請をすることになっている。これは、あくまで大学が教育実習校を選び届出申請を行うというカタチであり、その点を把えて文部省は教育実習に支障はない筈であると主張している。従って、現行システムの上では文部省に責任がないかたちとなっているが、しかしこのこ

とが免許法の上で一番の弱点となっているのではなかろうか。やはり、免許法において履習内容・単位等で教員資格を定めている以上、文部省は制度的に十分それらが取得可能なように保障すべきであろう。

- 戦後、教科教育学が免許法の中に位置づけられてから約30年が経過したが、いまだ「学」として確立しておらず（少なくとも自然科学分野においては「学」として未確立と考えられる）、教育学部の講義科目の中で最大の弱点となっている。これを整備するのは大変困難とは思いますが、プロジェクトチーム等を設け早急に確立する必要がある。また、教科教育学の専門家の養成方法についてであるが、初めから教科教育の専門家を養成するという形ではなく、専攻分野の学問を学んでから教科教育学に入るとするのが望ましいと考える。
- 教科教育学を専門的に研究教育する道筋としては、最初専門分野の勉強をし、その後教育学・心理学等教科教育に必要なものを自ら開拓するというアプローチの仕方と、またその逆のアプローチにより教科教育法を充実させていく方法がある。先程も指摘のあったとおり、前者のようなコースを経て教科教育を担当する者が育つこともよいと思うが、現状では年齢の点から言っても、後者のようなコースを経た者を大学としては採用せざるを得ない。現在、後者のコースを経た者が教室内で孤立するという現象が一般的に生じているようだが、大学内部で孤立しないよう、また間接的に協より協力しながら育てていこうという雰囲気を作ることも必要である。
- 仮に教科教育学の研究教育のための博士課程が設置されたとして、例えば自然科学の門を叩いた者がそういうコースに進むことは望

めるのであろうか。それらの人は、その学問の面白味を知っており、それが人間形成の場でどう作用するかというところで興味が向かないのではなからうか。そういう意味でも、教科教育学の後継者養成の具体的プランを作ることは大変困難なことと考える。

- 従来の報告書でも、教科教育学の確立については触れて来ているが、結局これについての決め手がない。教科教育学はまだ歴史も浅く、学問としてもまだ発展途上のものであるため種々むずかしい問題がある。
  - その確立が遅れている理由としては、最近では徐々にコンピュータの利用も進められてきてはいるが、過去の研究の蓄積等の調査がまだ十分でないということがあろう。その他、業績を学位取得とか昇進等の際にどう反映させるかという評価の問題もある。
  - 教科教育学の博士課程を設置する場合、教員養成系大学・学部の修士課程を積み上げるというシステムでなく、旧制大学の教育方法・教育学の分野で、明確にそういう意識を持って取り組んでもらえるなら途は開けるのではないかと思う。なお、現在の修士課程修了程度では、教育系学部としては教員採用の際逡巡しようが、博士課程修了者なら受け皿もあり確実に就職できると思われるので、その意味では学生もこれに進学するものと考えられる。
  - 冒頭で委員長より説明のあった教育学部卒業生の教員以外の職域への進出の件に関連して、当該学部で課程制の見直し等の方策を検討しておられる大学があるなら、それをご紹介ねがいたい。また、現在の就職状況についてもお聞かせねがえれば有難い。
- 以上の発言に対し、各委員よりそれぞれ所属

大学の実情について説明があった。

おおむね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のようなまとめが述べられ、この件についての協議を終了した。

冒頭で説明した第1の問題については、教科教育学の検討を含めて教員養成の自主的改善のための種々の創意工夫（教職課程、教育実習等）の事例を調査するとともに、具体的にどう条件整備を図ればどのような改善充実が可能となるかについても検討し、各大学の検討に資するようにしたい。

また第2の問題については、将来の教員就職の困難化という事態を踏まえ、他職域への進出、課程制の見直し、また教育学部の性格を生かしつつどう新時代に対応するか等の問題も含め、教員の養成・採用・研修・再教育といった一連の問題の見直しについて検討していくこととしたい。ただ、全ての問題を一度に検討は出来ないで、手をつけられるものから小委員会で検討し、親委員会に報告出来るようになったものから逐次お諮りしご意見を伺うというかたちで今後の作業を進めたい。

## 2. 教員委員の補充について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

東北大学の岩下新太郎委員には、本年3月末をもって定年退官された。岩下委員は北海道・東北地区選出の教員委員という資格で本委員会に加わっていただいていたので、この補充については、北海道教育大学長と福島大学長でご相談のうえ、同地区より教員の方を1名ご推薦ねがいたい。

以上をもって本日の協議を終了した。

## 大学院問題特別委員会小委員会

日時 昭和59年7月31日(火) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 金子大学院問題特別委員会委員長

田中委員長

石田, 下沢, 森, 岸, 金森, 官島, 布施, 藤沢各委員

田中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日お諮りしたい議題は、(1)アンケート調査事項の問題について、(2)報告書作成の分担事項の報告について、(3)全国大学院生協議会より提出されている要望書の扱いについて、の3件であるが、これらについてご協議願う前に、先ず事務局よりこれまでの議事要録を朗読願って、どのようなことをこれまで討議してきたかを確認しておくこととしたい。

以上のような挨拶ののち、事務局より議事要録(第1回~第6回)の朗読があり、ついで議事に入った。

### 〔議事〕

#### 1. アンケート調査事項の問題について

このことについて布施委員より、アンケート調査項目の第5項「若手研究者の養成・確保と大学院の整備拡充について」に関し次のように説明があった。

この調査は各研究科を対象にして行うものであるから、記入者の所属欄の「大学院名」とあるところは「各研究科名」とするのが適当であると思うのでそのようにご訂正願いたい。

次に、この調査は各大学院研究科で実際の運用について調査するのが目的であるから、例えば学生定員のところ等は学生の運用定員と考えていただいてご記入願いたい。

なお、その他の項目についても同じように運用の実態というように考えてご記入願いたい。

以上のように説明があったのち、これについて次のような質疑や意見の交換があった。

○ この調査では、どの程度のレベルのことを質問しようとしているのか。回答としてはかなりむずかしい点があるのではないかと思われる。

例えば1つの大学院研究科の中であっても非常に多様性がある。殊に運用の実態ということになると、研究科自体としては与り知らないということも随分沢山あるのではないかと考えられる。また助手の任期制等の問題についても、教室によってかなりその実態は違っている。仮に講座数が10講座あるとして、そのうち3講座ぐらいが任期制を採っているとする。そして、その任期制にも3年あり、2年あり、1年あり、極端なのは6カ月というような短いところもある。このような場合に、その代表的なものを調査表に記入したため、あそこの大学では任期制を採っていると受け取られても困ることになる。そもそも助手の任期制というようなものは、あくまでも申合せのようなかたちのものであって、当人達あるいは講座の運用上非公式にやっているというのが実際であるように思うので、出てくる回答には遠慮がちな数字が記されるのではないかと思われる。

○ そのようなことになりはしないかと思うので、回収した結果については具体的な研究科名などは明らかにしないように考えている。

例えば、非常にまちまちなやり方で対応し

ているのであれば、そのように正直に書いてもらえばよいと考えている。要するに各研究科がどうかたちで実際に対応しているかということが分かればよいと思う。

- この調査については、次回に各委員よりその調査結果を報告するということであるが、どのようなかたちで報告すればよいのか。
- 次回での報告については、各委員から、自分の所属する各研究科から集まったデータをまとめてもらい、おおよそこのような傾向であるという概観について説明願えればよいと考えている。そして、集められたデータの全体については、私（委員長）の手許で総まとめをして次の委員会に報告ができるようにしたいと思っている。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、次回までの作業として次のようにすることを取り決めた。

各委員は、次回（9月11日）までに各研究科より提出される回答を一応まとめて、その資料を国大協事務局まで届けることにする。

## 2. 分担事項の報告について

このことについて委員長より次のように述べられた。

本日は、初めにも申し上げたように各位より、報告書作成の分担事項の報告をお願いする予定であったが、あまり審議する時間もなくなったので、この問題については次回に譲り改めて審議することとしたい。

以上のように述べられたのち、このことに関連して各委員より次のようなコメントがあった。

- ① 第2項「大学院学生および Over-Doctor

の処遇」について

このことについて種瀬委員より、準備された資料「大学院学生および Over-Doctor の処遇(案)」が配付され、これについての説明は次回に行うこととしたい、と述べられた。

- ② 第3項「大学院の整備拡充」について

このことについて岸委員より、この項目については、学内でも多少の意見は出ているが、一応次回までにまとめて報告することとしたい、と述べられた。

- ③ 第4項「大学院の財政・経費」について

このことに関連して布施委員より次のように述べられた。

総理府の統計局から出ている「科学技術研究調査結果」によると、大学の研究者一人当りの研究費が民間企業並びに研究機関のそれに比べて極端に低いことがわかる。そこでこのようなことも含めて、次回までにこの項目のまとめをして報告したいと考えている。

- ④ 第6項「研究科による問題の多様性に対する対応」について

このことについて金森委員より次のように述べられた。

この問題は総論的なことをまとめればよいのか、また各論的なことをまとめればよいのかという問題はあるが、いずれにしても各研究科からの回答が出て来なければまとまらないので、その回答を待ってそれを総括的にまとめ報告したいと考えている。

おおむね以上のような意見があったのち、最後に、委員長より次のように述べられた。

本日は時間の都合で、初めに予定した議題の

うち全国大学院生協議会から提出されている要望書の件を検討する余裕がなかったが、この中身を見ると、第1常置委員会あるいは第4常置委員会にも関連する事項もあるので、これらの

委員会とも連絡をとって対応することにしたと思う。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 9月11日(火) 10:10~13:00

---

## 大学院問題特別委員会小委員会

日時 昭和59年9月11日(火) 10:10~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 金子大学院問題特別委員会委員長

田中委員長

石田, 種瀬, 下沢, 森, 岸(代:日野), 金森,

宮島, 布施, 藤沢各委員

田中委員長主宰のもとに開会。

### [議事]

#### ◎ 旧設大学院の改善について

初めに委員長より次のように挨拶があった。

旧設大学院の改善充実に関して、次の9大学についてアンケート調査を行った。

九州大学, 大阪大学, 京都大学, 名古屋大学, 東京大学, 一橋大学, 東京工業大学, 東北大学, 北海道大学。

ただ、このうち名古屋大学のデータが出ていないようであるが、これについては後日私より飯島委員に連絡を取り、整えていただくつもりである。

なお、このアンケートの調査項目は次のとおりである。

- (1) 大学院学生定員充足調べ
- (2) 大学院博士課程入学者の追跡調査(昭和49年4月および昭和54年4月入学者について): 昭和59年4月現在
- (3) オーバードクターの実態
- (4) 大学院生以外で大学に在籍する者
- (5) 若手研究者の養成・確保と大学院の整備拡充について

以上のような次第であるが、その調査結果について、各大学でのデータを基に、各研究科のどのようなところが特色的なことであるのか、あるいは問題点であるのか、またどのようなことに気付いたのかというような点について各委員よりご説明願うことにしたい。

以上のように述べられたのち、各大学の調査結果について各委員よりそれぞれ次のように説明があった。

#### ○ 九州大学(宮島委員)

九州大学では文学研究科をはじめとして教育学, 法学, 経済学, 理学, 医学, 歯学, 薬学, 工学, 農学, 総合理工学の11研究科がある。これを大きく分ければ文科系4研究科, 理工科系7研究科ということである。

##### (1) 大学院学生定員充足状況

これについては、文科系のうち文学, 教育学は修士課程, 博士課程共に大体定員に近い充足を示しており、法学, 経済学は大体定員の約程度の充足率である。理科系については、理学は大体文学研究科と似たような傾向にある。

医学, 歯学は博士課程だけであり、このうち医学では49年入学者頃までは定員よりはるかに

少ない数であったものが、近年は定員に近い数の入学者があり、この状況が定着しつつある。なお、薬学についても大体医学に似たような傾向にある。

工学については、一般に修士課程では定員一杯の入学者があるが、博士課程になると非常に少なくなるという傾向にある。なお、総合理工学についてもこの傾向は同様である。

農学の方は、むしろ博士課程への進学者は多いという傾向がある。これは新設大学に農学の修士課程が多く設けられているということや、留学生に農学研究志望者が多いということなどが関係しているものと思われる。

(2) オーバードクター(OD)の実態について  
研究科によっては就職との関係もあってODの多いところもある。

(3) 若手研究者の養成・確保について  
このことについては、どの研究科も規則に従って行っているのが一般であって、独自の方針で行っているというかたちはあまり見受けられない。ただ、研究科によっては他大学との単位互換とか、あるいは国際交流を実施しているところもある。

(4) 社会人に対する再教育について  
これについては、社会人を研究生として受け入れている。

(5) 学位取得について  
文科系では、学位の取得について改善すべく努力すべきであるということである。

(6) ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの導入について  
このことについては、法的な措置がはっきりしていないということから、どの研究科でもまだ行っていない。

(7) 助手の任期制について

文科系では助手の年限を定めて任期制を実施しており、任期は大体2~3年である。理科系では助手に年限を定めていない。

(8) 大学院の整備拡充の問題について

このことについては次のような意見がある。  
研究費が少なく、給料が安い。そのほか文科系では、大学院の学生に対する論文発表の場がないので、これに対して学内の紀要等の開放・確保を図るべきであるといった問題がある。

なお、今後の大学院の整備拡充について、九州大学では、学際的な大学院ということで独立大学院構想を進めている。

また施設については、どの研究科でも老朽化といった問題がある。

そのほか、大学院と学部との関連の問題がある。

#### ○ 大阪大学(金森委員)

(1) 大学院学生定員充足状況

文学部の修士課程では定員の約半数しか入学者を採っていないが、人間科学部はほぼ定員どおりに採っているの、合わせれば充足率のバランスは取れているのかもしれない。工学部系統では、定員を大幅に超えて入学者を採っているのが特徴である。

(2) ODの実態について

ODの数は現在のところ、それほど多いという数ではない。

(3) 提言について

大学院が何故魅力がないかということについて次のような理由が挙げられている。

①多様化への対応として新しい構想による独立専攻等の要求があるが、これが認められない。

②教官定員が少ないので、新しい研究課題に取り組めない。

③研究費が少なく新鋭設備が得られない。

④博士課程に進む場合、奨学金について親の所得制限があるので困るということである。

○ 京都大学（藤沢委員）

(1) 大学院学生定員充足状況

文学研究科については、修士課程では大体定員に近い充足率であるが、博士課程は定員をはるかにオーバーして採っている。それから法学、経済学の研究科では、修士課程、博士課程共に充足率は極めて低い。また、工学部の研究科では、修士コースの現員は定員をはるかにオーバーしているが、博士コースでは逆に定員より現員が極めて少ない。

(2) ODの実態について

理学研究科のODの数の多いことは、京都大学が全国一であろうということである。

(3) 研究生・奨励研究員として大学に在籍する者（研修員を含む）について

京都大学では研修員という制度がある。これは京都大学独自の名称あるいは規程であるかもしれないので、ご参考までに研修員規程（配付資料）をご覧おきたい。また、工学部は研究生という名称で行っている。これも別添資料をご参照願いたい。

(4) 若手研究者の養成・確保と大学院の整備拡充について

①学生定員に関して、(a)独自に行っている点、(b)改善しなければならない点、(c)改善の方向について

- 1)定員に捉われず優秀な学生を入学させる（教育）
- 2)修士課程は定員の1.5倍募集(工)
- 3)定員の20%程度上乘せして募集(農)
- 4)定員の増加を図りたい(教育、医、薬)

5)独立専攻の設置等の充実を計画(工)

②今後の大学院の整備拡充について研究科自体としてどのように考えているかについて

1)社会のニーズに応えるための方策

2)学問の発展、研究課題の多様化への対応策（学問の内在論理）

3)次の諸機関との関係について

- ・旧設大学院の他研究科との関係
- ・新設大学院との関係
- ・共同利用研究所との関係
- ・教養部との関係
- ・私立大学の大学院との関係

なお、若手研究者の養成・確保、大学院の整備拡充にとって最大の障害はどこにあるか、ということについては配付資料に書かれておりである。

○東京大学（森委員）

(1)大学院学生定員充足状況

研究科は11あって、各研究科共各年代についてはそれほど大きな差はない。なお、経済学研究科の54年、59年の修士課程が空欄になっているのは、最近一貫性ということに制度を替えたためである。

また、総合文化研究科は最近新しく設けられた研究科であるため、49年、54年の欄は空欄になっている。

教育学研究科は常に定員をオーバーしているという状況であるが、これに対して法学政治学研究科は極端に定員より少ない数しか採っていないというのが実情である。

医学系研究科については、医学部の中に保健学科と医学科との2学科があって、保健学科は修士課程と博士課程の両方をもっており、医学科は博士課程のみであるために、数字の上ではこのようなアンバランスなかたちになってい

る。

このようなことで、修士課程、博士課程合せて総計では1,000人前後の定員であって、現員としては、修士課程では大体定員に見合う程度のもを採っており、博士課程では定員数よりもはるかに少ない現員であるというのが現状である。

## (2) 追跡調査について

### ①学位取得者の数

文科系では10年間を経て学位を取得した者は2.1%であり、これに比べ理科系では78.9%に達している。

### ②就職先について

個々に多少の相違はあるが、文科系では大体80%近くの者が大学等の教官になっている。これに比べて理科系の方は大体50%の者が大学等の教官になっていて、その他官庁・研究所・公立病院等あるいは民間企業にそれぞれ20%程度のもが就職している。

### ③ODの実態について

ODの数であるが、文科系は10年を経て一応ODの数は零となっているが、理科系では10年経ってもなお1.5%の者が残っている。

59年4月のODの現在数は、約400人である。また、各年代の調査でも常に400人近くの者がODとして残っているが、年代の推移についてはこのデータでははっきりわからない。

### ④研究生・奨励研究員として大学に在籍する者

これについては配付資料のとおりである。

### ⑥大学院研究生について

1) 今回、東京大学では、大学院研究生という新しい制度を設けた。(配付資料参照): この大学院研究生という新制度に沿って行っていない研究科では、学部研究生の規則によって扱っている。

2) 大学院外国人研究生について: 大学院外国人研究生については大学院外国人研究生に関する規程を設けている。(配付資料参照)

3) 外国の大学との交流について: 東京大学では外国の大学と幾つかの協定を結んでおり、そのうちの14の協定は中身としては大学院学生の交換ということを含んでいる。

## ○一橋大学(種瀬委員)

### (1) 大学院学生定員充足状況

大学全体として定員に対して現員が非常に少ない。一橋大学では修士、博士一貫性のかたちを取っているので、修士課程と博士課程との数字はあまり変らない「ずんどう型」になっている。

### (2) 追跡調査について

49年4月博士課程入学者の学位取得者数は、現在の調査では零である。

### (3) ODの実態について

ODの数は49年4月博士課程入学者では社会学専攻に3名いるだけであるが、54年4月博士課程入学者では10名ということである。

### (4) 研究生、奨励研究員として大学に在籍する者

一橋大学の特別研修生制度とは、博士コースの修了期限が終ってもなお、就職できないとか、研究を続けたいという者の救済制度として新しく設けられた制度である。(配付資料参照)

### (5) 若手研究者の養成・確保と大学院の整備拡充について

このことについては他大学の意見と殆ど変わらない。ただ、大学院が学部の上に乗っているという負担が非常に大きいということは、何処の大学でも同じことではあろうが、強く感じられる。

それから助手の任期についてであるが、各研究科共1～2年の任期制を実施している。これはかなり有効に作用しているように思う。

○ 東京工業大学（岸委員代理：日野教授）

(1) 大学院学生定員充足状況

修士課程の場合、ある研究科では現員が定員をオーバーしている状況にあるが、博士課程では現員は定員の約75程度という状況である。

(2) 奨学金に関する事項について

奨学金の状況は、日本育英会以外に66件の奨学金があって、302名の学生に与えられている。

(3) 若手研究者の養成・確保と大学院の整備  
拡充について

①学位について

東京工業大学では現在、学術修士及び学術博士の制定を検討中である。

②社会人の再教育について

「再入学」に関する規程を設けて社会人の再教育にあたっているが、これにはいろいろとむずかしい問題もあって実際に在学している者は非常に少数である。

③外国人留学生に対する措置について

外国人の留学生については、入学者選抜の際に特別選考を行っている。また、博士後期課程に進学する場合、外国語能力の検定を行っている。この場合日本語も外国語の中に含めている。

④他大学院との単位互換について

東京大学大学院工学系研究科との単位互換制を実施している。

⑤研究旅費について

大学院学生の研究旅費は全くないので、実際としては非常に困っている。

⑥ODの実態について

ODについては現在殆ど問題はない。

⑦共同利用研究所との関係について

自分の大学に研究施設がない場合、大学以外の研究所へ行って研究ができるように2～3年前から規程を作り実施している。

○ 東北大学（石田委員）

(1) 大学院学生定員充足状況

これについては、大体他大学の状況と同様の状況にあるが、工学部と薬学部の修士課程の現員は定員をはるかにオーバーしている。

修士の数と博士の数はかなり違っている研究科があるが、医学部、歯学部を除いた学部の殆どはこのかたちである。

(2) 追跡調査について

49年に入学した者の追跡調査では、特に文科系の場合、その7～8割は教官に就職している。

(3) ODの実態について

これまでの状況では、54年に比べて59年では20%減となっているが、この状態がそのまま続くようには思われない。

(4) 若手研究者の養成・確保と大学院の整備  
拡充について

このことについての主なる意見は次のようである。

①設備の量的拡大より教員定員の量的拡大の方が重要である。

②集中的に少数の大学の大学院を強化する問題

③設備の集中的利用

④大学院レベルでの平均化を進める政策を廃止すること

⑥ 助手人件費等研究の本質に関係したソフトウェアの投資の重要性

(5) 外国人留学生の扱い方について

これについては一定のルールはあるけれども、外国への留学に対しては予算が全くない。

○ 北海道大学（布施委員）

北海道大学では13の研究科があり、その中の環境科学研究科は最近設置されたものである。この研究科の学位は学術博士である。

(1) 大学院学生定員充足状況

文科系は全部定員割れである。理科系のうち定員オーバーの傾向を示しているのは薬学部と工学部である。しかし概して充足率は低いということが言える。

(2) ODの実態について

文科系、理科系共にODはかなりいるわけであるが、殆どいないという研究科は法学、獣医学、歯学等で、その他専攻によっては零のところもある。なお、多いところは文学部、理学部、農学部等である。

(3) 若手研究者の養成・確保と大学院の整備拡充について

① 研究費について

学生の積算校費では足りなくて講座費をもって補填して運用している。

② 助手の任期制について

文科系では、一学部を除いてそのほかのところは全部任期制を採っている。

(4) その他の提言

① 共同利用研究所との関係では、研究者として修士課程修了の者を希望している。

② 歯学研究科では、博士課程卒業後の研修のため、これに必要な制度を設けてほしいという要望がある。

各委員から概ね以上のような説明があったのち、委員長より次のように述べられた。

それぞれの大学の大学院の実態について説明があったのであるが、このようにまとめられた中で全体としてどのようなところに問題があるのか、またアンケートをどのようにまとめ、どのように活用したらよいかということについて、これからお気付きの点を自由にご討議願いたい。

これについて次のような意見の交換があった。

○ 各研究科では幾つかの専攻を持っているが、細部のまとめをする前に各研究科のレベル、あるいはもっと大雑把に文科系、理科系というようなレベルでまとめるということにしてもよいのではないか。

それから学位の取得状況については、大学間の差というよりは文科系、理科系の別ではっきりしているように思う。

また、ODの問題にしても、大学の教官になるには、直ぐに助手になるという例は少なく、少なくとも4～5年のODの経験をしななければならないというのが実情ではなかろうかと思う。

就職に関しては、文科系の大学院修了者の多くは教職に就くようであり、理科系の者は民間企業に進む者が多いと考えられる。

○ 近年教職に進む者が次第に減少しつつあるという傾向にあるが、それには何か問題点があるのではないかと考えられる。

○ 昔は、大学院は研究者養成の機関として考えられていた。そして研究者は大学でなければ養成はできないと考えられていたのであるが、現在では民間企業でもかなりの研究者養

成はできるし、その成績も挙げているようである。

- 理科系では、人材が民間企業に流れて段々大学には良い人材が残らないのではないかと心配があるが、国全体としてはどちらに人材が流れようがそれは構わないことである。しかし、次の世代の養成ということを考えるとやはり大学から人材を失うことは心配なことである。
- 理科系の場合、応用系統の方は企業でも研究は充実しているということが言えるが、基礎科学の方面は企業では十分な研究ができているとは考えられない。そうした点では大学の役割は大きいのではないかと考える。
- 今回のアンケートのまとめであるが、少なくとも研究科単位でこれをまとめ、各研究科の特色、あるいは問題点というものがどのようなものであるかということ調べてまとめることにしてはどうか。

それから、大学院の性格を考える場合に、第一の要因として教官自身が目的意識として大学院をどういうものと考えているかということがある。これについては研究者養成という観念が強いと思うが、それよりも学問の内在的要求というか、学問のレベルを維持し発展させていくことの方がより重要であるのではなからうか。

第二の要因として無視できないのは、社会的ニーズということである。特に工学研究科とか、あるいは理学の応用的な性格の専攻分野では、建前として研究者養成と言っていても実情は専門技術者を養成して社会に送り出す機能を果しているように思われる。このような傾向を、大学として今後どのように考えていかなければならないのか。また、研究費

とか講座費といった外的な要因も確かに事実としてはあると思う。そこで、これらの要因でこのアンケートを分析してみた場合、これがどのようになるかということからでも手を着けてみてはどうであろうか。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より、このアンケート調査結果についてこれをどのようにまとめ、どのように活用すればよいかという考え方の試案について次のように述べられた。

- ① 全体的なまとめは私（委員長）と石田委員でやることにしてはどうか。
- ② それぞれの大学のまとめが必要であると思うが、それには藤沢委員がまとめられた京都大学のものを参考としてまとめてはどうか。
- ③ 各学問の分野別というか、系別にまとめる必要があると思うが、それには本委員会にはそれぞれの系からの委員が参加されていることでもあるから、次のようにしてはどうかと考える。  
工学関係——岸委員  
農学関係——宮島委員  
理学関係——金森委員  
教育学関係——布施委員  
文学関係——藤沢委員  
このように各学問別に横から見たところを各委員で分担してまとめていただくことにしてはどうか。
- ④ なお、大学間の比較とか、特色というような点については、私と石田委員とで全体としてまとめる中でまとめたいと考えているがどうであろうか。

以上の提案に関連して、次のような要望があ

った。

京都大学がまとめられたような総括表を各大学がまとめ、それを委員長の手許へ届けて、集まったものを各大学にお送りいただければ、作業が重複せずに進められると思うがいかがであるうか。

この要望について委員長より、ご主旨に沿う

ようにしたいと述べられ、先に委員長から提示されたまとめ方の案についてこれを了承した。

ついで委員長より、先に取り決めた各グループの提言のまとめの進展状況について報告を求められ、これについて各委員よりそれぞれ報告が行われた。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## (第10回) 入試改善特別委員会

日 時 昭和59年7月18日(水) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 松田委員長

藤井、山田、福田、小野、井出、天野、小林、飯島、丸井、谷口、永田、松井、池田、添田、田中各委員

(大学入試センター) 小坂所長、木村管理部長

松田委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶があり、ついで前回(6.18) 議事要録を朗読確認したのち、議事に入った。

〔議 事〕

### ◎共通第1次試験の問題点について

初めに委員長より次のように述べられた。

過般開催の総会において、大学入試の改善について本特別委員会におけるこれまでの審議経過の概要について報告するとともに、報告書取りまとめのワンステップとして各大学より、共通第1次試験についての検討事項に関し①試験教科・科目を削減することの是非、②いわゆるア・ラ・カルト方式をとることの是非、③第2次試験で自大学の2次募集を新設または拡充することの可能性、の3点に亘り意見を求めることを提議した結果、これが「了解事項」として承認された。そして、この「了解事項」について、各大学における検討に資するため、これの

解説ならびに参考資料を本委員会で取りまとめのうえ来る8月中に各大学長宛送付することとし、この旨去る6月29日付委員長名をもって各国立大学長宛通知を行った。

以上のような経緯により、去る7月5日(木)および7月14日(土)の2回、小委員会を開催して各大学における「了解事項」についての検討に資する「資料」の取りまとめについて検討を行った。その検討の結果に基づき取りまとめたのが、お手許配付の「大学入学者選抜方法の改善に関する検討資料」である。本日は、これについてご協議いただきたいと考える。

ついで、丸井小委員会委員長より、小委員会における「資料」取りまとめについての検討経緯等について概略説明があった。

以上の説明について、「大学入学者選抜方法の改善に関する検討資料」を朗読したのち、同資料に関しておおむね次のような意見交換が行われた。

- 「資料」のまとめ方としては、総論と各論に分けて、特に説明を要すると思われる点については別添資料の形にするようにした方がよいのではなからうか。それから、記述上若干問題と思われる点としては、共通1次試験の功罪についての記述のところがやや簡略になっていて物足りない感があることである。それと、「定員留保による受験機会の拡大」とか「第2次試験の工夫・改善」ということがいわれているが、これは以前、国大協として示した共通第1次試験に関するガイドライン（共通第1次学力試験の利用にあたっては総得点による評価がのぞましい旨の内容の通知）と矛盾することになるので、ガイドラインを撤廃することを明確にしておく必要があるのではなからうか。
  - この「資料」の性格についてであるが、これは将来、入試改善についてのアンケートを各大学に求める前段階の、「了解事項」について各大学より自由な意見を寄せていただくためのものであるので、本委員会としての見解を加えるのではなく、客観的なデータを整理して提供する方向で取りまとめるのがよいのではないかと思われる。例えば、試験教科・科目について、5教科5科目というのは此れ此れの考え方であり、ア・ラ・カルト試験方式というのはこういうことを指している、といったようなまとめ方がよいのではなからうか。従って、「第2次試験」「帰国子女」「第2常置委員会」などに関しては言及する必要はないのではなからうか。
  - 「資料」を誰が読むのか、ということも念頭において取りまとめの内容を考える必要があろう。
  - 今の段階で本委員会の見解的なことを資料の中に盛り込むことは避けるべきであろう。「資料」のまとめ方としては、これまでの審議の経緯を踏まえて「総論」を簡潔に記し、「各論」については、3つの了解事項の項目ごとに解説を施すという形とし、記載内容について共通理解が得られるような要領にまとめていただきたい。
  - 各大学への「資料」の送付時期については来る8月中、「了解事項」の各大学からの提出時期については10月末頃、というのが一応のスケジュールであるが、これでよろしいであろうか。
  - 「了解事項」の回答については学部単位というように理解してよいであろうか。
  - 各大学より「了解事項」について率直な意見を伺い、これを承けて本委員会で改めてアンケートを考えることになるのであるから、回答を大学一本とするか、学部単位とするか、ということについては余りこだわらなくともよいのではなからうか。
- 概略以上のような意見交換があったのち、「大学入学者選抜方法の改善に関する検討資料」について、本日の意見を踏まえて小委員会において検討して修正を施したうえ、これを次回開催の本委員会で更に検討を加えることとした。
- 以上をもって本日の会議を終了した。
- 次回 小委員会 8月13日（月）10：00～  
 次回 本委員会 8月24日（金）14：00～

日時 昭和59年8月24日(金) 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 松田委員長

藤井, 山田, 福田, 小野, 小林, 丸井, 谷口,  
永田, 松井, 池田, 添田各委員

(大学入試センター)小坂所長, 木村管理部長

## (第11回)入試改善特別委員会

松田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 開会の挨拶と, 入試センターからオブザーバーとして出席された小坂所長および木村管理部長の紹介があり, ついで前回議事要録を朗読確認したのち, 議事に入った。

### 〔議事〕

#### ◎ 共通第1次学力試験に関する各大学の意見聴取のための資料について

初めに, 委員長より次のように述べられた。

去る6月総会における入試改善に関する申合せ(共通第1次学力試験についての改善検討に関し①試験教科・科目を削減することの是非, ②いわゆるア・ラ・カルト方式をとることの是非, ③第2次試験で自大学の2次募集を新設または拡充することの可能性, の3点について各大学で検討を行うことが了解事項として承認された)に基づき, 各大学の検討に資するため, 大学入学者選抜方法の改善検討に関する参考資料を作成してこの8月末を目処に各大学宛送付することとなったので, これについて前回(7月18日)の委員会において小委員会で作成した原案をもとに検討を行った。その際これについて種々意見をいただいたので, 去る8月13日に小委員会を開催してさらに検討を加え取りまとめた案がお手許に配付した「大学入学者選抜方法の改善検討に関する参考資料」である。本日は, これについて審議いたしたいのでよろしくお願ひしたい。

なお, この検討事項の回答の方法について, 当初は来る10月末までに各大学個々に文書の形で提出願うつもりであったが, 各大学で十分に審議していただくには若干時間的に窮屈のようにも思われるので, 今回は来る秋の総会以前に開催される各地区学長会議の際, この問題に関する各大学・学部の意見を持ち寄っていただき当番大学長からそれぞれの地区でのおおよその意見分布をお取りまとめのうえ本委員会宛ご通知いただくこととしたい。なお, 秋の総会以前に学長会議が開催される予定のない地区については, 各大学・学部の意見の分布を当該地区選出の本委員会委員にお取りまとめいただいたうえ本委員会宛ご通知願うこととしたいと考えるので, これについてご意見を頂戴したい。

以上の説明があったのち, 各大学に検討方を依頼する委員長名の依頼文書〔今後の入試改善検討の進め方について(依頼)〕の紹介があった。

ついで, 丸井小委員会委員長より, 小委員会における「資料」取りまとめについての検討経緯等について概略説明があった。

以上の説明について, 各大学に送付する「大学入学者選抜方法の改善に関する検討資料」の内容について審議が行われ, 若干の字句修正を施してこれを承認した。また, この他に, 本委員会の審議の概要を記した第1回から第9回までの議事要録を参考資料として添付することとし, 以上の資料を直ちに各国立大学宛送付することとした。

# 諸 会 合

昭和59年7月～9月

- 7月5日(木) 10:00 入試改善特別委員会小委員会  
7月11日(水) 15:00 日教組大学部との会見  
7月14日(土) 10:00 入試改善特別委員会小委員会  
7月18日(水) 14:00 入試改善特別委員会  
7月27日(金) 13:30 大学のあり方の検討小委員会  
7月29日(日) 14:00 医学教育に関する特別委員会小委員会  
7月31日(火) 10:30 第4常置委員会小委員会  
13:30 大学院問題特別委員会小委員会
- 8月7日(火) 12:00 入試改善特別委員会打合せ  
8月13日(月) 10:00 入試改善特別委員会小委員会  
8月14日(火) 13:30 大学院問題特別委員会新設拡充小委員会  
8月20日(月) 13:30 大学のあり方の検討小委員会  
8月24日(金) 10:00 入試改善特別委員会小委員会  
14:00 入試改善特別委員会  
8月27日(月) 13:30 教養課程に関する特別委員会打合せ  
8月29日(水) 11:00 就職協定遵守委員会
- 9月11日(火) 10:10 大学院問題特別委員会小委員会  
12:00 第1常置委員会小委員会・教養課程に関する特別委員会小委員会合同会議  
14:00 第1常置委員会  
9月20日(木) 13:30 第3常置委員会  
9月26日(水) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会  
13:30 教員養成制度特別委員会  
9月27日(木) 13:30 第2常置委員会懇談会  
9月28日(金) 10:00 大学のあり方の検討小委員会  
13:30 第4常置委員会小委員会  
13:30 第5常置委員会

# そ の 他

## 学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大学)	(前任)	(新任)
名古屋工業大学	武藤 三郎	太田 正光
長崎大学	福見 秀雄	保田 正人

### ○ 専門委員の委嘱

第5常置委員会	山本 清 (東京外国語大学事務局長)
特別会計制度協議会	佐藤 禎一 (文部省高等教育局大学課長)
	宮野 禮一 (東京大学事務局長)
	前田登司男 (東京医科歯科大学事務局長)
	築坂 亨 (横浜国立大学事務局長)

## 寄贈図書

- 国立教育会館20年史 (国立教育会館)  
大学と学生 221号, 222号 (文部省)  
21世紀への留学生政策 昭和59年7月 (文部省)  
会報 第52号 (大学基準協会)  
農水産系学部のあり方をめぐって 昭和59年3月 (農水産系学部長協議会)  
研究年報 1984 Vol. 4 (九州芸術工科大学)  
昭和59年度共通第1次学力試験の試験問題に関する意見・評価 (大学入試センター)  
大学入試センター要覧  
公立大学実態調査表 昭和59年度 (公立大学協会)  
国際交流 No. 38 (国際交流基金)  
大学時報 9月号 Vol. 33 (日本私立大学連盟)  
第20回大学教員懇談会記録 時代の変遷に伴う大学の将来像 (大学セミナーハウス)  
PHENIXCOMP 1984.9 (広島大学)  
全国私立大学白書 1983年度 (国庫助成に関する全国私立大学教授会連合)

## 国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会 (大学の組織・制度 研究・教育体制)
  - 第2 " (学科課程・入学試験等)
  - 第3 " (学生の厚生補導)
  - 第4 " (教職員の待遇改善)
  - 第5 " (大学間の協力)
  - 第6 " (大学財政・学費)
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 図書館特別委員会
  - 研究所特別委員会
  - 教職員の厚生等に関する特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会 (国大協会会長ほか5学長, 文部事務次官ほか4局・課長)

## 編集後記

- \* 秋も次第に深まり、北国では早くも雪の便りもきかれる頃となりました。恒例の秋の総会を間近に控え、事務局一同、目下多忙の日々を送っております。
- \* 本号の「巻頭言」には、柳田富山大学長の“北陸路から”を掲載することができました。ご多忙のところご寄稿くださった先生のご厚意に対し、深く感謝申し上げます。
- \* 向寒の初、各位の一層のご自愛をお祈り申し上げます。

(R)

蜜柑たわわ焼津の海の音もなし

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和59年11月10日 印刷  
昭和59年11月14日 発行 (非売品)

# 会報 第106号

(第34巻第4号 通巻第106号)

編集兼  
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 榊文唱堂